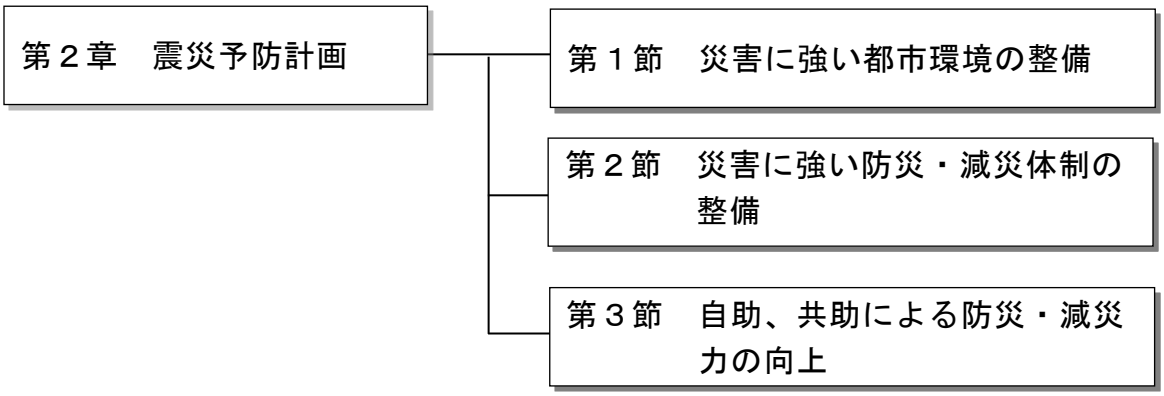
第２章　震災予防計画

災害を予防するためには、災害予防計画のもと、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災・減災体制を構築しておくことが重要である。被害軽減のための対策としては、土地利用や施設の整備等の物的整備による都市の防災・減災構造化を進め、災害に強い都市環境を整備するとともに、災害時の活動体制や非常用物資等の整備を行い、災害に強い防災・減災体制を推進していくことが必要である。

また、市民の防災・減災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の強化・育成が重要である。

≪施策の体系≫



第１節　災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減し、拡大を予防するためには、防災・減災空間の確保、交通ネットワークの整備等により、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時に円滑な救援・救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第１　災害に強い都市づくり

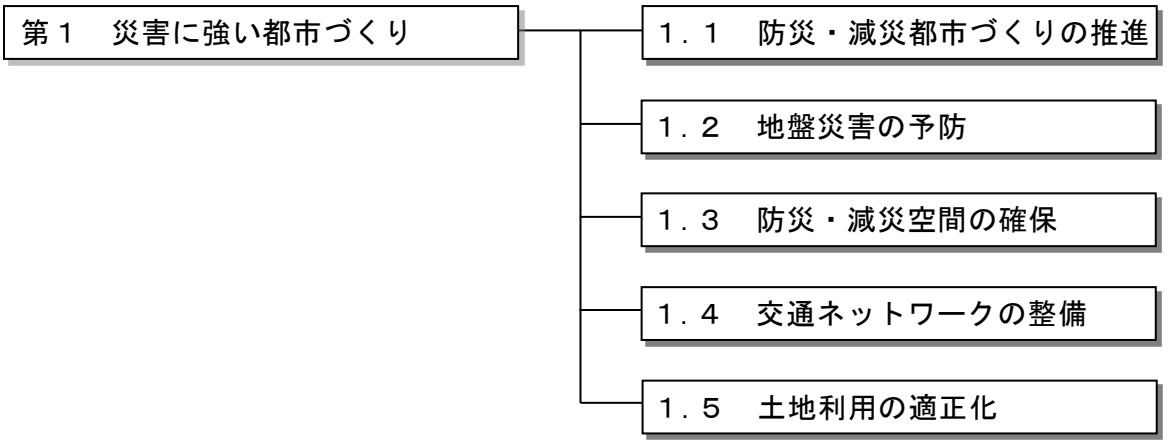
第２　都市施設の安全化

第３　防災拠点の整備

第１　災害に強い都市づくり

本市は、防災・減災都市づくりの推進、地盤災害の予防、防災・減災空間の確保、交通ネットワークの整備、土地利用の適正化を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

ここでは、災害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。



１．１ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】

本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整理事業等の各種都市計画を活用し、不燃化など個々の施設のみならず都市構造を災害に強いものとするため、都市の防災・減災構造化を図っていく。

＜現況＞

□市街地整備の状況（土地区画整理事業）

事業名	面積（ha）	事業予定期間
吉川第一土地区画整理事業	189.9	S48　～　H14
吉川特定土地区画整理事業	62.6	S63　～　H17
吉川駅南特定土地区画整理事業	82.0	H2　～　H28
吉川中央土地区画整理事業	74.8	H8　～　R8
保土地区画整理事業	1.3	H11　～　H16
武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業	28.8	H20　～　H24
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業	59.1	H29　～　R8

（令和 5 年 10 月現在）

□都市計画防火地域及び準防火地域

種類	面積（ha）
防火地域	21.5
準防火地域	268.9

（令和 5 年 7 月現在）

□地区計画

名　称	面積(ha)	当初決定日	最終変更日
吉川第一地区	189.9	S59.1.17	H25.3.12
きよみ野地区	62.6	H6.1.14	H15.2.28
吉川ネオポリス地区	10.9	H8.5.10	－
吉川・松伏工業団地地区	28.0	H10.12.25	H31.1.28
吉川中央地区	76.9	H12.7.28	H19.3.15
吉川駅南地区	84.2	H14.3.12	H21.10.16
吉川保地区	1.4	H14.3.12	－
平沼西部地区	8.2	H17.2.25	H29.6.23
武蔵野操車場跡地地区	30.0	H22.10.15	－
平沼東部地区	6.9	H25.10.22	－
本吉川地区	10.7	H28.1.8	H29.6.23
吉川橋周辺地区	5.1	H29.6.23	R3.1.27
吉越橋周辺地区	7.3	H31.1.28	－
吉川美南駅東口周辺地区	59.1	R3.1.27	R5.2.3
合　計	581.2	－	－

（令和5年7月現在）

＜計画＞

新市街地については、避難路、延焼遮断空間となる広幅員道路や緑道を配置し、既成市街地については、避難路、避難地となる公共施設の整備に努めるとともに、延焼防止に有効な防火・準防火地域の活用も検討し、不燃化の促進を図っていく。

また、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限等を定めることにより、防災・減災性を備えた都市づくりを誘導する。

１．２ 地盤災害の予防【 都市計画課 】

地震による被害を未然に防止し、又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その他の自然特性及び災害特性に適した土地利用を推進していく必要がある。本市は平坦な地形をしており、地質はすべて軟弱な粘土質で構成される沖積層であり、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」では、液状化危険度の高い地域と予想されている。

＜現況＞

公共建築物の建設に際し、個別に地盤調査を行っている。

＜計画＞

公共建築物の建設等の際、ボーリングデータなど地盤情報の整理を行うとともに、その情報を適切な土地利用の推進に生かし、地盤災害の予防に努めるものとする。

また、地震発生時の液状化の危険度を示すマップ等を通じて、市民等へ液状化の危険度について周知を図る。

１．３ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】

＜現況＞

都市公園及び緑地は、火災における延焼防止あるいは、避難場所や救援・救護の拠点として重要な役割を持っている。それら防災・減災空間（オープンスペース）を確保することにより災害に強い都市づくりを推進する。

また、農地についても火災の延焼防止、一時的避難空間、遊水機能等、防災・減災上重要な役割を担っており、その保全を図っていく必要がある。

□吉川市の公園整備状況　（各年４月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
近隣公園	6(126,466)	6(126,466)	6(126,466)	6(126,464)	6(126,464)
街区公園	70(103,381)	70(103,381)	70(103,381)	70(102,136)	70(102,136)
緑　　道	110(53,774)	110(53,774)	110(53,774)	115(55,975)	115(55,975)
そ の 他	11(281,114)	11(281,114)	11(281,114)	11(281,559)	11(281,559)
合計(㎡)	197(564,735)	197(564,735)	197(564,735)	202(566,134)	202(566,134)

注）（　）内の数字は、公園の面積（㎡）を示す。

□農地地目別面積の推移　（各年１月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数（ha）	1,352	1,314	1,308	1,290	1,284
田(ha)	1,134	1,105	1,101	1,085	1,080
畑(ha)	218	209	207	205	204

資料）農業委員会

＜計画＞

(1) 公園の整備

公園は、市民のレクリエーションやスポーツの場として、また、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、火災における延焼防止の機能を持つとともに、避難場所や援護の拠点として重要な役割をもっている。このことから、今後も都市公園の新設、再整備を図るとともに、災害時の避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、災害応急対策施設として必要な設備について整備に努める。

(2) 農地の保全

農地は、防災・減災上重要な役割を担っていることから、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法等による保全を図る。

１．４ 交通ネットワークの整備【 道路課 】

道路・橋梁は、単に人や物の輸送を分担する交通機能を有するのみならず、災害時においては、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資の輸送ルートとしての多様な機能を有している。

このことから、防災・減災効果の高い道路について、各種の道路整備事業との調整を図りながら、計画的かつ重点的に整備を進める。また、同様に災害時の橋梁の破損は、被災地の分断・孤立化を招くこととなるため、橋梁についても老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については架替え・補修等の整備推進を図る。

(1) 道路の整備

道路は、災害時に避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、沿道の家屋や施設等の不燃化を促進することにより、延焼防止のオープンスペースとして、災害に強いまちづくりに向けて重要な役割を持っている。

＜現況＞

□都市計画道路整備状況

路線名	幅員(m)	市内延長(m)	整備延長(m)
東埼玉道路	50	600	300
越谷吉川線	25	2,740	1,985
浦和野田線	25	520	0
三郷吉川線	22	4,370	3,530
三郷流山線	27	1,280	0
共保道庭線	16	1,920	1,920
木売線	16	1,270	460
木売関線	20	1,660	1,660
関会野谷線	16	1,860	1,860
越谷総合公園川藤線	16	1,180	300
中曽根線	18	690	690
高久中曽根線	16	980	980
平沼川藤線	12	1,800	1,800
関川富線	12	730	730
沼辺公園線	14	1,170	1,170
吉川美南駅東口駅前通り線	20	120	0
吉川美南駅東口中央線	18	660	0
合　計		23,550	17,385

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援・救護、消防活動にも有効な生活に密着した道路の整備を推進する。特に、延焼遮断帯及び避難路として重要な役割を持つ道路については、重点的に整備を進める。

(2) 橋梁の整備

本市は、河川や水路をまたがる橋梁が多くあり、災害時による橋梁の破損は、交通遮断の要因となるため、交通ネットワークを確保する上で、橋梁の耐震性を向上させることが重要である。

＜現況＞

□橋梁の状況

道路種別	橋梁数	橋梁延長（m）
国道	0	0
県道	27	1,407.1
市道	183	1,610

（令和5年4月1日現在）

＜計画＞

災害時における避難、救援・救護、復旧活動、緊急物資の輸送等に支障のないように、橋梁の点検を実施するとともに、修繕計画に基づき橋梁の補修等を実施する。

特に、市街地の幹線道路の橋梁については、架替えや補強等の整備推進を図る。

１．５ 土地利用の適正化【 都市計画課 】

防災・減災都市づくりの基本として、防災・減災面に配慮した適正な土地利用を計画的に行う。

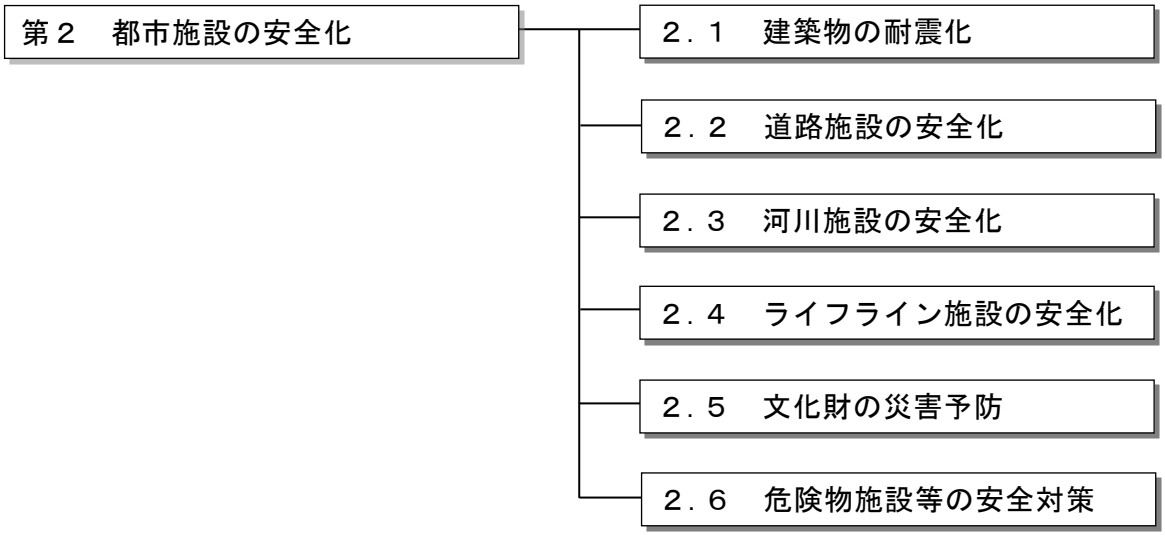
(1) 土地利用の規制・誘導

第６次吉川市総合振興計画、吉川市都市計画マスタープランなど上位・関連計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行う。また、地区計画等、市民参加によるまちづくり手法の活用を図り、地震に強い安全なまちづくりを誘導する。

第２　都市施設の安全化

防災・減災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。



２．１ 建築物の耐震化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】

災害時には、建築物等の倒壊及び火災による被害が想定される。被害を最小限に防ぎ、人命を保護するためには、建築物の耐震化・不燃化及びブロック塀の倒壊防止対策等を図る必要がある。

また、建築物、ブロック塀の倒壊、落下物等により道路が遮断された場合、消火活動や救急救助活動の大きな障害となることから建築物やブロック塀等の倒壊、落下対象物等の安全対策を促進する。

(1) 公共建築物の耐震化

＜現況＞

防災中枢拠点である市役所については、官庁施設の総合耐震計画基準における構造体Ⅰ類で建て替えを行い、平成 30 年 3 月に竣工した。

防災拠点施設及び避難拠点施設となる学校等については、昭和 56 年 6 月の新耐震基準以前に建築された建築物を優先的に耐震補強工事を実施してきた。

□主要な公共建築物一覧表

施　設	昭和 46 年～昭和 56 年 5 月	昭和 56 年 6 月以降	計
市役所		1	1
旧第二庁舎		1	1
保健センター		1	1
教育センター	1		1
駅前市民サービスセンター		1	1
東部地区公民館	1		1
旭地区センター		1	1
児童館ワンダーランド		1	1
保育所		2	2
老人福祉センター	1		1
小学校（校舎）	5（5）	3	8
小学校（体育館）	6（6）	2	8
中学校（校舎）	2（2）	2	4
中学校（体育館）	1（1）	3	4
中央公民館		1	1
市民交流センターおあしす		1	1
総合体育館		1	1
市民プール（屋内温水）		1	1
給食センター		1	1
会野谷浄水場・南配水場		2	2
環境センター		1	1
消防本部・消防署		2	2
合計	１７（１４）	２８	４５
県立吉川美南高校（校舎）	1（1）		1
県立吉川美南高校（体育館）	1（1）		1

注）単位は、棟数

注）（　）内は、耐震改修済みのもの

＜計画＞

防災拠点施設及び避難拠点施設となる公民館等のうち昭和56年6月の新耐震基準以前に建築された建築物で耐震補強が未実施の施設については、耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施していく。

また、商用電源以外の電源確保に努める。

今後建設される施設については、耐震性にも優れた施設の整備を図る。防災関係機関は、所有又は使用する建築物等の耐震性の強化を図る。

(2) 一般建築物の耐震化

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市はそのための助言、指導又は支援を行うものとする。

＜現況＞

□住宅の状況 **（単位：棟数）**

総数	建築の時期	
	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅	昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅
２６，４００	５，０６０	２１，３４０

注）総数は、建築の時期「不詳」を含む。

出典）平成３０年住宅・土地統計調査

□空き家の状況 **（単位：棟数）**

総数	腐朽・損壊あり	腐朽・損壊なし
１，７８０	３８０	１，４００

出典）平成３０年住宅・土地統計調査

＜計画＞

① 耐震化の促進

ア 耐震化に関する知識の普及・啓発

市の地震ハザードマップや国・県などのパンフレットの配布等を通じ、既存建築物の耐震化の必要性、耐震診断、耐震改修等の概要について普及・啓発を行うものとする。

イ 簡易耐震診断、相談の実施

(ｱ) 木造住宅の無料簡易耐震診断の実施

(ｲ) 耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の開設

ウ 住宅の耐震化に対する助成等

市は、国の補助事業などを活用し、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修の費用を助成するものとする。また、建築物の所有者等が耐震改修を行う場合に活用できる融資制度や税制などに関する情報の提供を行うものとする。

② ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の所有者等に対し、安全点検や耐震診断の促進、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修指導に努めるとともに、生け垣への転換を促進する。新設に対しては、倒壊の危険のない生け垣やフェンスの設置を誘導する。

③　看板・窓ガラス等の落下・脱落防止対策

市は、看板等の安全点検及び改修指導に努めるものとする。また、県と連携し、窓ガラス等の落下防止のための安全対策の周知及び改修指導に努めるものとする。

④　自動販売機の転倒防止対策

関係団体と連携し、自動販売機の転倒の危険性に関する周知と転倒防止対策の実施を促進する。

⑤　エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め防止のための日常点検の普及及び指導に努めるものとする。

⑥　空き家等の実態把握

空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】

道路施設は、災害時において救援・救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担っており、災害により破損した場合、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。このことから道路施設の安全化は極めて重要な課題である。

県道、市道の各道路管理者は、既設橋梁の落橋流失防止対策を進め、災害時の避難及び緊急物資の運送に支障のないように整備推進を図る。

特に、１級・２級幹線道路や緊急輸送道路の路面性状調査を行い、修繕が必要な路線については、補修等を実施する。

２．３ 河川施設の安全化【 河川下水道課 】

災害による河川の堤防及び河道の被害を最小限にとどめるため、市管理の河川については、河川改修等を実施するとともに、災害時における被害状況等の情報収集体制の充実を図る。

また、国・県管理河川については、河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設の安全対策を促進する。

２．４ ライフライン施設の安全化

市民生活を維持していく上で、上下水道、ガス、電気、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことはできない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備に加え、老朽化及び耐震性に対応した施設の整備を推進・促進し、ライフライン施設の安全化を推進する。なお、施設の安全化に当たっては、液状化対策の検討及び実施に努めるとともに、事業継続計画（BCP）や事前復旧計画の策定を推進する。

⑴ 上水道施設の安全化【 水道課 】

上水道施設の常時監視、点検を強化して保安に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

また、上水道施設の耐震化を順次計画的に推進する。

① 浄水場の耐震化

＜現況＞

ＮＯ．１会野谷浄水場ＰＣタンクは、平成２６年度に耐震化工事を実施した。ＮＯ．２会野谷ＰＣタンク、及び南配水場ＰＣタンクの配水池や水道施設についても、耐震化の検討を進めていく必要がある。

配水池	水　位（ｍ）	貯水能力（㎥）
ＮＯ．１会野谷ＰＣタンク	11.5	6,500
ＮＯ．２会野谷ＰＣタンク	11.0	5,000
南配水場ＰＣタンク	10.0	10,000

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

配水池や水道施設の重要度及び更新に応じ、施設の耐震化を進める。

② 石綿セメント管・配水管の耐震化

＜現況＞

石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管等への布設替えを計画的に実施しているが、管種別割合は次のとおりとなっており、更なる整備が必要である。

管　種	配　水　管			合　計	耐震化率（%）
	非耐震管	耐震管	石綿管		
延　長	172,190m	144,559m	24,248m	340,997m	144,559m
割　合	50.5%	42.4%	7.1%	100%	42.4%

（令和５年３月31日現在）

＜計画＞

石綿セメント管は、順次計画的に布設替えを実施する。配水管は、耐久性や可撓性を考慮した材料を使用し、耐震化を図る。

(2) 下水道施設の安全化【 河川下水道課 】

本市の下水道事業は、昭和５３年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。

下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、耐震化を効果的・効率的に進める。また、発災後における下水道施設の点検・調査・応急復旧等に向け、民間事業者等との協定締結などを検討する。

＜現況＞

① 雨水施設

主要なポンプ施設

共保雨水ポンプ場　　排水量　　４．４０㎥/s

高久雨水ポンプ場　　排水量　　７．３５㎥/s

主要な幹線

開渠　　幅８．０ｍ×高さ２．２ｍ～３．０ｍ

延長　１．５ｋｍ
ボックスカルバート　幅１．５ｍ×高さ１．５ｍ～幅３．３ｍ×高さ１．７ｍ
延長　５．２ｋｍ

② 汚水施設
主要な幹線
管渠　管径　２００～１，１００㎜　延長　１２．０ｋｍ

＜計画＞
① 重要な管渠及び施設の耐震化を進める。
② 複数の施設を集中管理するための遠隔管理システムの確立を図る。
③ 汚水管渠のカメラ等による調査を実施し、維持管理の適正化を図る。

(3) ガス施設の安全化【 東彩ガス㈱ 】

ガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、耐震性の強化等の対策を実施する。

＜現況＞

都市ガスの供給区域は、令和６年１月３１日現在では、次のとおりである。

川野のうち市道 2-201 号線以東、川富のうち市道 2-201 号線以東、関、川藤のうち主要地方道葛飾吉川松伏線以東かつ二郷半領用水路以西、県道中井松伏線以西かつ県道川藤野田線以南かつ市道 2-124 号線以東、旭、南広島のうち県道中井松伏線以南、市道 1-550 号線以東、市道 1-327 号線以北、吉川、吉川団地、吉川一丁目、吉川二丁目、栄町、保、保一丁目、平沼、平沼一丁目、共保、中川台、木売一丁目、木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目､中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目、中野、中井三丁目のうち県道加藤平沼線以北、市道 2-303 号線以西、きよみ野一丁目（ただし 4-1、4-2 を除く。）、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目、木売のうちＪＲ武蔵野線以西、高富のうちＪＲ武蔵野線以西、高久、中曽根、道庭、大字上内川のうち市道 1-101 号線及び市道 1-102 号線及び市道 1-103 号線及び市道 1-851 号線以西、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目（ただし市道 2-421 号線以北を除く）

現在、供給設備の耐震化を図るため、次の項目を実施している。
① ガス管の材料は、耐震性の優れているポリエチレン管を全面的に使用している。
② 経年ガス管の計画的な布設替え工事を実施している。

＜計画＞
① 複数の供給経路を確保（ループ化）する。
② 供給状況の遠隔監視システムの強化を図る。

(4) 電力施設の安全化【 東京電力パワーグリッド㈱川口支社 】

電力施設の対策は、災害時においても非常電力の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ配電、変電及び送電伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東京電力パワーグリッド株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限利用して電力供給と施設の早期復旧を図るものとする。

＜現況＞

電力施設の安全化として、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処している。なお、変電所、主な供給区域は、次のとおりである。

変電所名	主な供給区域
吉川変電所	吉川地区
中曽根変電所	三輪野江地区
松伏変電所	旭地区
東越谷変電所	須賀地区

＜計画＞

① 設備の防災構造化の実施

② 配電、変電、送電伝送路の整備拡充

③ 対策活動体制、資材の整備

(5) 通信設備の安全化【 東日本電信電話㈱ 】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

＜現状＞

① 建物（NTT 吉川電話交換センタ　吉川市平沼一丁目２２番地４）

関東大震災級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。

② 建物内設備

建物内に設置する電話交換機、伝送、無線、電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。

また、災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備により電源が確保されている。

③ 建物外設備

ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容している。

イ 橋梁添加ケーブルには、二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。

ウ 隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進してる。

④ 特設公衆電話の事前設置

災害時の避難施設等での早期の被災者、帰宅困難者等の連絡手段確保のため、特設公衆電話の事前配備を進めており、市内の指定一般避難所１９カ所に特設公衆電話の回線を各２回線整備している。

＜計画＞

① 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
② 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進する。
③ 災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備（建物を含む）の防災設計を実施し、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。

２．５ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】

かけがえのない文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て災害による被災の防止を図る。

＜現況＞

本市における文化財の現況は次のとおりである。

□市指定文化財（１／２）

指定№	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
1	記念物・史跡	弘安七年板碑	日蔵院	S57. 4. 1
2	記念物・史跡	弥陀三尊種子板碑	薬王寺	S57. 4. 1
3	記念物・史跡	十三仏種子板碑	延命寺	S57. 4. 1
4	記念物・史跡	六字名号板碑	延命寺	S57. 4. 1
5	民俗・有形	千躰庚申塚	長福寺	H 5. 4. 1
6	有形・古文書	戸張家文書	個人蔵	H11. 3. 9
7	有形・古文書	渡辺家文書	個人蔵	H11. 3. 9
8	有形・古文書	中村家文書	個人蔵	H11. 3. 9
10	有形・古文書	川藤文書	川藤連合区長	H11. 3. 9
11	有形・建造物	定勝寺仁王門	定勝寺	H12.12.21
12	有形・歴史資料	高札	個人蔵	H14. 3.22
13	有形・古文書	深井新田絵図	個人蔵	H14. 3.22
14	有形・絵画	絹本着色親鸞聖人絵伝　付箱	清浄寺	H16. 3.24
15	有形・彫刻	木造親鸞聖人坐像付　修理銘札１枚	清浄寺	H16. 3.24
16	有形・彫刻	木造閻魔王坐像及び胎内納入仏	日蔵院	H16. 3.24
17	有形・彫刻	木造不動明王坐像及び両脇侍立像	正覚院	H16. 3.24
18	有形・彫刻	銅造菩薩形立像	正覚院	H16. 3.24
19	有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像及び胎内納入仏	浄幽寺	H16. 3.24
20	有形・彫刻	木造地蔵菩薩立像	密厳院	H16. 3.24
21	有形・彫刻	木造観音菩薩坐像	密厳院	H16. 3.24
22	有形・工芸品	漆喰造入江長八作　親鸞聖人坐像	清浄寺	H16.11.26
23	有形・彫刻	銅造如来形立像	西光院	H16.11.26
24	有形・工芸品	銅製華鬘	正覚院	H16.11.26
25	有形・彫刻	木造妙見菩薩立像	密厳院	H16.11.26
26	有形・彫刻	木造祐辨和尚坐像	密厳院	H16.11.26
27	民俗・有形	大絵馬高久商家河岸場の図	高久蕎高神社氏子中	H18. 3.24
28	民俗・無形	あられぶっつけ	高久蕎高神社氏子中	H18. 3.24
29	民俗・無形	あられまき	高富蕎高神社氏子中	H18. 3.24
30	民俗・無形	宮なげ	木売熊野神社氏子中	H18. 3.24

□市指定文化財（２／２）

指定No.	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
31	民俗・無形	弓取式	吉川香取神社氏子中	H18. 3.24
32	有形・古文書	三隣談　全	個人蔵	H20. 4.25
33	民俗・有形	石仏加藤の大威徳明王	加藤香取神社氏子中	H21. 4.23
34	記念物・天然記念物	加藤家のイヌマキ	個人蔵	H22. 3.24
35	有形・考古資料	正安四年銘阿弥陀三尊種子板碑	個人蔵	H23. 3.24
36	有形・考古資料	天文二十年銘題目板碑	延命寺	H23. 3.24
37	有形・考古資料	文明十三年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵	H23. 3.24
38	有形・考古資料	天文八年銘釈迦三尊種子庚申待板碑	個人蔵	H23. 3.24
39	有形・工芸品	芳川神社境内社　八坂神社神輿　付獅子頭・賽銭箱	八坂神社世話人会	H25. 8.29
40	有形・歴史資料	武蔵州葛飾郡平沼邨徳江氏吉相之家図及び徳江橋略図	個人蔵	H28.3.28
41	有形・歴史資料	平本定勝墓石	個人蔵	H29.3.31
42	有形・古文書	慶応日記帳	吉川市	H30.3.30
43	有形・考古資料	正慶二年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵	R2.3.27
44	有形・考古資料	文明十二年阿弥陀三尊種子板碑	延命寺	R2.3.27
45	有形・歴史資料	勝海舟書「郁文学校」	個人蔵	R3.3.26

※指定No.9 は平成 12 年 4 月に指定解除

□県指定文化財

指定No.	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
1	記念物・史跡	南無仏板碑	清浄寺	S35. 3. 1
2	記念物・史跡	西念法師塔	清浄寺	S35. 3. 1
3	天然記念物	密厳院のイチョウ	密厳院	S47. 3.28
4	有形・歴史資料	定勝寺銅鐘	定勝寺	S51. 3.30

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

＜計画＞

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。このため、文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

① 火災予防体制
　ア 火気使用の制限
　イ 火気の厳重警戒と早期発見
　ウ 自衛消防と訓練の実施
　エ 火災発生時における措置の徹底
② その他
　ア 文化財に対する防災・減災思想の普及のための広報活動
　イ 管理保護についての助言と指導

２．６ 危険物施設等の安全対策【 消防本部 】

＜現況＞

本市の危険物施設の設置状況、高圧ガス関係施設及び毒劇物取扱者は、次のとおりである。

□危険物施設の設置状況

危険物等施設			吉川市管内
〈危険物施設〉			
総　　数			１２５
	製造所		2
	貯蔵所	屋内貯蔵所	３２
		屋外タンク貯蔵所	3
		屋内タンク貯蔵所	0
		地下タンク貯蔵所	２４
		簡易タンク貯蔵所	0
		移動タンク貯蔵所	１９
		屋外貯蔵所	0
	取扱所	給油取扱所	２７
		販売取扱所	0
		一般取扱所	１８
〈高圧ガス取扱施設〉			
	製造所		5
	貯蔵所		5
	販売		３７
〈毒物・劇物取扱施設〉			
	製造業		2
	輸入業		0
	販売所		２３
	業務上取扱者		2
	特定毒物研究者		0
	特定毒物使用者		0

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため次の方策をもって指導し、地震時の災害を防止する。

１　危険物保安計画

(1) 法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。

(2) 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。

(3) 事業所等における危険物取扱者の有資格者の要請を指導し、危険物による災害防

止を図る。

(4) 危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。

2　高圧ガス保安計画

(1) 県危機管理防災部化学保安課による対応

① 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

② 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

(2) 消防本部による対応

① 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また、教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。

② 立入検査を実施し、防災設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。

③ 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

(3) 吉川警察署による対応

防災上特に必要と認められる施設に対しては、事業者、県と連携し、災害防止上必要な事項について指導する。

(4) 市による対応

ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

3　毒物劇物保安計画

(1) 草加保健所による対応

① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。

② 取扱責任者に対し、毒物劇物によって市民の生命及び保健衛生上危害を生ずる恐れがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を構ずるよう指導する。

③ 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に応じた設備の指導を行う。

④ 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 消防本部による対応

① 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防及び対策を研究する。

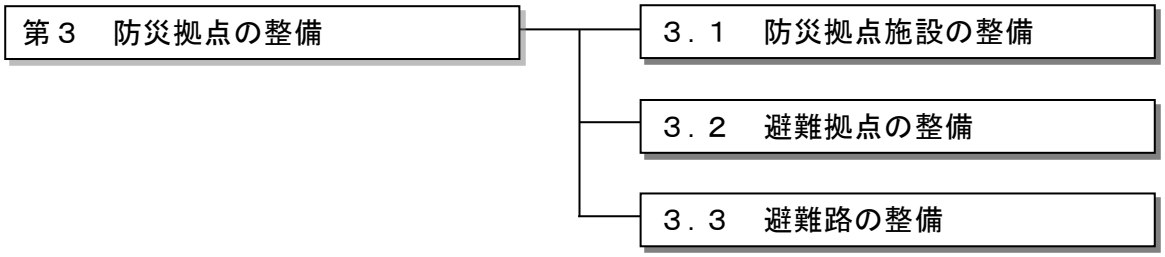
② 防火管理者等による消防計画の整備を指導する。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、地震時には、家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため､平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。



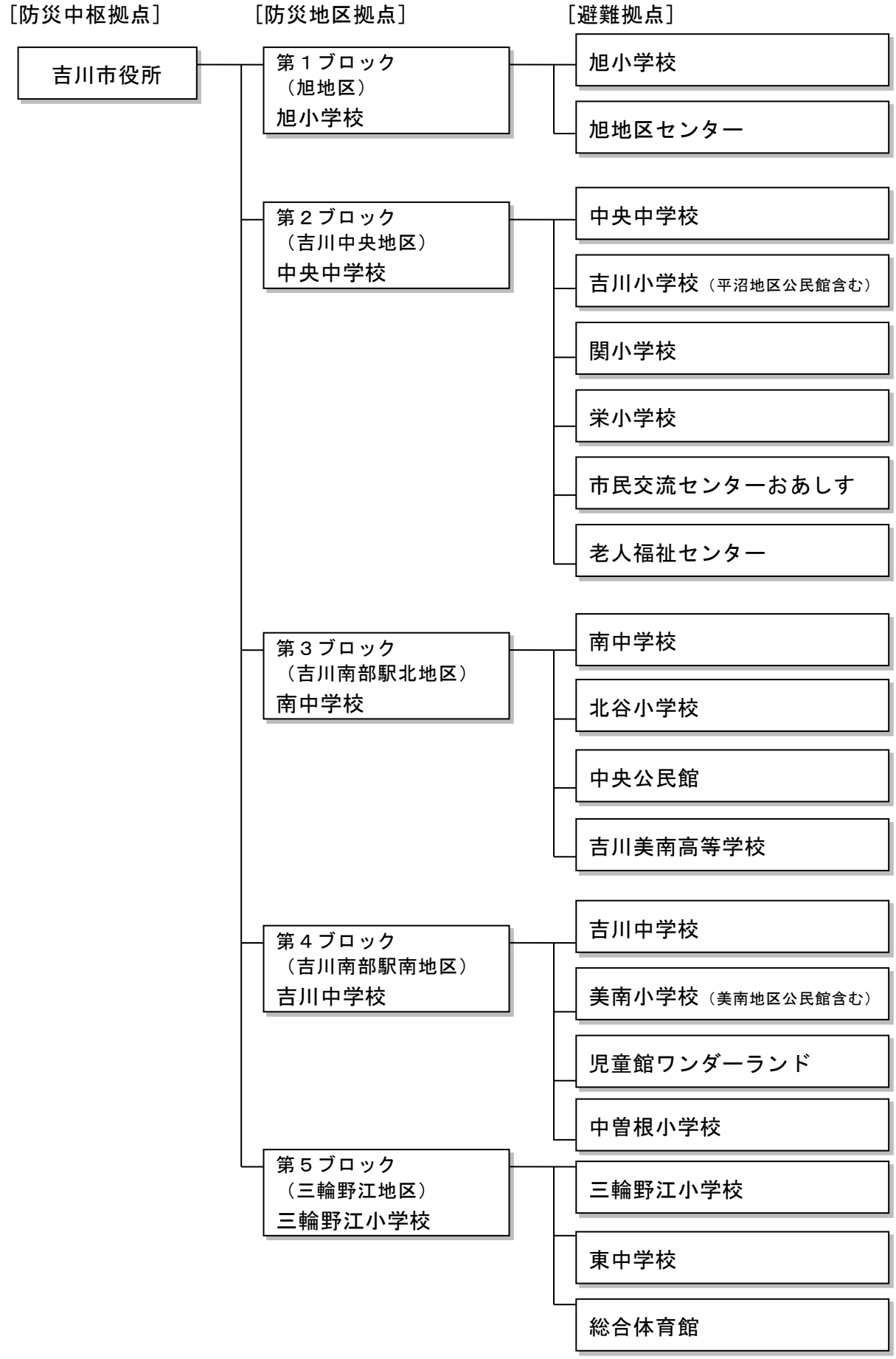
３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課、河川下水道課、都市計画課 】

災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、様々な災害時に防災・減災活動拠点となる吉川市鍋小路地区河川防災ステーションの整備を促進する。

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災ブロックごとに次の指定一般避難所を地区拠点とする。 第１ブロック：旭小学校 第２ブロック：中央中学校 第３ブロック：南中学校 第４ブロック：吉川中学校 第５ブロック：三輪野江小学校
受援拠点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	〈臨時ヘリポート基地〉 美南中央公園 吉川運動公園 〈野営場所〉 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 永田公園
避難拠点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	指定一般避難所（１９箇所）

□防災拠点の概念図


［防災中枢拠点］
［防災地区拠点］
［避難拠点］
吉川市役所
第１ブロック
（旭地区）
旭小学校
旭小学校
旭地区センター
第２ブロック
（吉川中央地区）
中央中学校
中央中学校
吉川小学校（平沼地区公民館含む）
関小学校
栄小学校
市民交流センターおあしす
老人福祉センター
第３ブロック
（吉川南部駅北地区）
南中学校
南中学校
北谷小学校
中央公民館
吉川美南高等学校
第４ブロック
（吉川南部駅南地区）
吉川中学校
吉川中学校
美南小学校（美南地区公民館含む）
児童館ワンダーランド
中曽根小学校
第５ブロック
（三輪野江地区）
三輪野江小学校
三輪野江小学校
東中学校
総合体育館

３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課 】

避難拠点は、地震による家屋の倒壊や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、及び延焼火災等により危険性の迫った地域の市民が、安全な避難活動を行えるようにするために欠かすことのできないものである。さらに、平常時には市民の防災・減災及び地域のコミュニティ活動として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市の被災者の一定期間の生活の場となる指定一般避難所の整備目標は、「茨城県南部地震」による想定避難者数（１週間後)、約３，２００人に対応可能な指定一般避難所の整備を行うものとする。

(1) 指定緊急避難場所・指定一般避難所

災害対策基本法に基づき市長が指定する地震及び大規模な火事を対象とする指定緊急避難場所及び指定一般避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所については、減災マップ、市ホームページなどにより、広く市民等に周知を図る。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、火災の延焼や大きな余震など、地震発生後の二次災害などの危険から一時的に避難する場として、指定一般避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定緊急避難場所として指定する。

② 指定一般避難所

指定一般避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者が一時的に滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定一般避難所として指定する。なお、指定一般避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

□指定緊急避難場所・指定一般避難所の指定基準

	指定基準
共通事項	○耐震・耐火構造の建築物であり、地震等に対して安全な構造であること ○地震発生時に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと
指定緊急避難場所	○一時的に火災の延焼や大きな余震など、地震発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること

指定 避難所	○被災者等の一定期間の生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること ○天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散等の防止など、地震などの災害に対して安全対策が行われている施設であること

本市の指定緊急避難場所の収容能力は、次に示すとおりである。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地	収容可能面積			想定収容人数
	区分	拠点			屋内運動場等	屋外運動場	合計	
1	第1	○	旭小学校	南広島 1940	507	10,736	11,243	5,621
2	第1		旭地区センター	旭 6-4	1,239	－	1,239	619
3	第2	○	中央中学校	中央 2-21-1	970	37,980	38,950	19,475
4	第2		吉川小学校 （平沼地区公民館含む）	平沼 73	677 （公民館：185）	1,456	2,133	1,066
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	520	9,777	10,297	5,148
6	第2		栄小学校	中央 3-26-1	507	12,221	12,728	6,364
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	648	－	648	324
8	第2		老人福祉センター	中央 3-50-4	452	－	452	226
9	第3	○	南中学校	保 672	1,200	17,823	19,023	9,511
10	第3		北谷小学校	高富 857	510	10,850	11,360	5,680
11	第3		中央公民館	保 577	716	－	716	358
12	第3		吉川美南高等学校	高久 600	2,032	11,965	13,997	6,998
13	第4	○	吉川中学校	美南 5-17-1	1,033	15,158	16,191	8,095
14	第4		美南小学校 （美南地区公民館含む）	美南 4-17-3	921 （公民館：251）	7,033	7,954	3,977
15	第4		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	739	－	739	369
16	第4		中曽根小学校	中曽根 2-4	507	13,126	13,633	6,816
17	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	500	9,231	9,731	4,865
18	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	1,100	15,318	16,418	8,209
19	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	2,689	－	2,689	1,344
合計（19か所）					17,467	172,674	190,141	95,065

注）○は各ブロックの地区拠点である。

注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注）想定収容人数は、一人当たりの専有面積を2㎡として計算した。

本市の指定一般避難所の収容能力は、次に示すとおりである。

□指定一般避難所一覧

番号	防災ブロック 区分	防災ブロック 拠点	名称	所在地	電話番号	収容可能面積（屋内運動場等）	想定収容人数	要配慮者スペース
1	第１	○	旭小学校	南広島 1940	(991)2156	507	126	
2	第１		旭地区センター	旭 6-4	(991)8118	1,239	309	○
3	第２	○	中央中学校	中央 2-21-1	(982)0241	970	242	
4	第２		吉川小学校（平沼地区公民館含む）	平沼 73	(982)2420	677（公民館:185）	169	○
5	第２		関小学校	吉川団地 1-10	(982)6247	520	130	
6	第２		栄小学校	中央 3-26-1	(982)3771	507	126	
7	第２		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	(984)1888	648	162	○
8	第２		老人福祉センター	中央 3-50-4	(982)7717	452	113	○
9	第３	○	南中学校	保 672	(982)1066	1,200	300	
10	第３		北谷小学校	高富 857	(982)5158	510	127	
11	第３		中央公民館	保 577	(981)1231	716	179	○
12	第３		吉川美南高等学校	高久 600	(982)3308	2,032	508	
13	第４	○	吉川中学校	美南 5-17-1	(984)7565	1,033	258	
14	第４		美南小学校（美南地区公民館含む）	美南 4-17-3	(984)3730	921（公民館:251）	230	○
15	第４		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	(981)6811	739	184	○
16	第４		中曽根小学校	中曽根 2-4	(982)3051	507	126	
17	第５	○	三輪野江小学校	加藤 641	(982)2330	500	125	
18	第５		東中学校	上笹塚 3-104-1	(982)0244	1,100	275	
19	第５		総合体育館	上笹塚 1-58-1	(982)6800	2,689	672	○
合計（19か所）						17,467	4,361	8か所

注）○は各ブロックの地区拠点である。
注）電話番号の市外局番は、すべて「０４８」である。
注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。
注）想定収容人数は、学校は屋内運動場（トイレや器具置場などを除く）、その他の公共施設は屋内運動場や会議室など、避難者を収容することが可能な収容可能面積をもとに、通路等を考慮し、一人当たりの必要面積を４㎡として計算した。

□防災ブロック別避難所の収容能力

防災ブロック	居住人口	避難所収容能力	
		収容能力（人）	収容割合（%）
第１	2,306	435	18.9%
第２	31,016	942	3%
第３	11,363	1,114	9.8%
第４	21,754	798	3.7%
第５	5,886	1,072	18.2%
計	72,872	4,361	6%

注）避難所別運営主体自治会の人口にて算出した。

注）計は、避難所別運営が越谷市となっている須賀自治会、榎戸自治会含む全人口とした。
注）「居住人口」は、令和５年４月１日現在

本市全体の指定一般避難所の長期的収容能力は、現在約４，３００人（全人口の５．９％）であり、本市の整備目標である「東京湾北部地震」による想定避難者数（１週間後）、約２，１００人、「茨城県南部地震」による想定避難者数（１週間後）、約３，２００人に対しては対応可能である。なお、避難者を収容しきれない場合は、小・中学校の校舎で補完するものとする。

(2) 要配慮者スペースがある指定一般避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、屋内運動場等における避難生活では生活に支障をきたすおそれがあるため、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、指定一般避難所内に要配慮者のためのスペースを設置するよう努めるとともに、洋式ポータブルトイレ、簡易ベッド、担架、パーテーション、車いすなど、要配慮者に必要となる資機材や物資の備蓄にも努めるものとする。

また、要配慮者スペースがある施設とは、次の基準をおおむね満たす施設を指すものとする。

なお、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月）」によると本市の要配慮者の想定避難者数は、「茨城県南部地震」で約２５０人（１週間後）となっている。

□要配慮者スペースがある指定一般避難所

基準
○段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置等のバリアフリー化している施設であること ○相談や介助等の支援を受けることができる体制が整備できる施設であること ○冷暖房設備を整備している会議室・和室等（要配慮者の居室）がある施設であること

□要配慮者スペースがある指定一般避難所一覧

番号	防災ブロック区分	名称	所在地	電話番号	収容可能面積（会議室等）	和室の有無
1	第 1	旭地区センター	旭 6-4	(991)8118	267 （体育室は除く）	2 部屋
2	第 2	平沼地区公民館 （吉川小学校内）	平沼 73	(982)6297	185	1 部屋
3	第 2	市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	(984)1888	378 （多目的ホールは除く）	なし
4	第 2	老人福祉センター	中央 3-50-4	(982)7717	452	3 部屋
5	第 3	中央公民館	保 577	(981)1231	516 （101・102 会議室は除く）	3 部屋
6	第 4	美南地区公民館 （美南小学校内）	美南 4-17-3	(984)3732	251	1 部屋
7	第 4	児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	(981)6811	272 （遊戯室は除く）	1 部屋
8	第 5	総合体育館	上笹塚 1-58-1	(982)6800	1,054 （大体育室は除く）	1 部屋 （武道場）
合計（8 か所）					3,375	12 部屋

注）電話番号の市外局番は、すべて「０４８」である。
注）収容可能面積の単位は「㎡」。

(3) 指定福祉避難所の指定

前記の施設のほか、要配慮者が必要とする設備、体制の整った社会福祉施設等を指定福祉避難所へ指定することで、特別な配慮が必要な要配慮者の避難生活の場の確保に努めるものとする。なお、介護認定者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応するものとする。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(4) 自治会・自主防災組織における防災（避難）拠点

自治会・自主防災組織において、災害時に一時的に退避するための場所、また、指定緊急避難場所へ避難する前の集合場所、さらに自治会・自主防災組織の防災・減災活動拠点などとして、都市公園や空地、自治会集会施設等を自治会・自主防災組織の防災（避難）拠点として活用する。

３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】

安全な避難活動を実施するため、指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び避難誘導体制の確立を図る。

(1) 避難路の指定

避難路は、被災地から指定緊急避難場所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

① 避難路の用件

ア 避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有するものとする。

イ 避難路沿いには、火災、爆発等、危険が伴う施設がないよう配慮する。

ウ 避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難路については､複数の道路を選定する等､周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 指定緊急避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所標識の整備を次の事項に従って実施する。なお、標識の設置においては，日本工業規格（JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」）に準拠した図記号等を用いる。

① 案内標識の整備

指定緊急避難場所には、指定緊急避難場所の施設とわかるように、案内標識の整備に努める。その際、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示する。なお、必要に応じて英語等を併記するなど外国人へ配慮した整備に努める。

② 誘導標識の整備

指定緊急避難場所に適切に誘導ができるように､誘導標識の整備に努める｡なお、必要に応じて英語等を併記するなど外国人へ配慮した整備に努める。

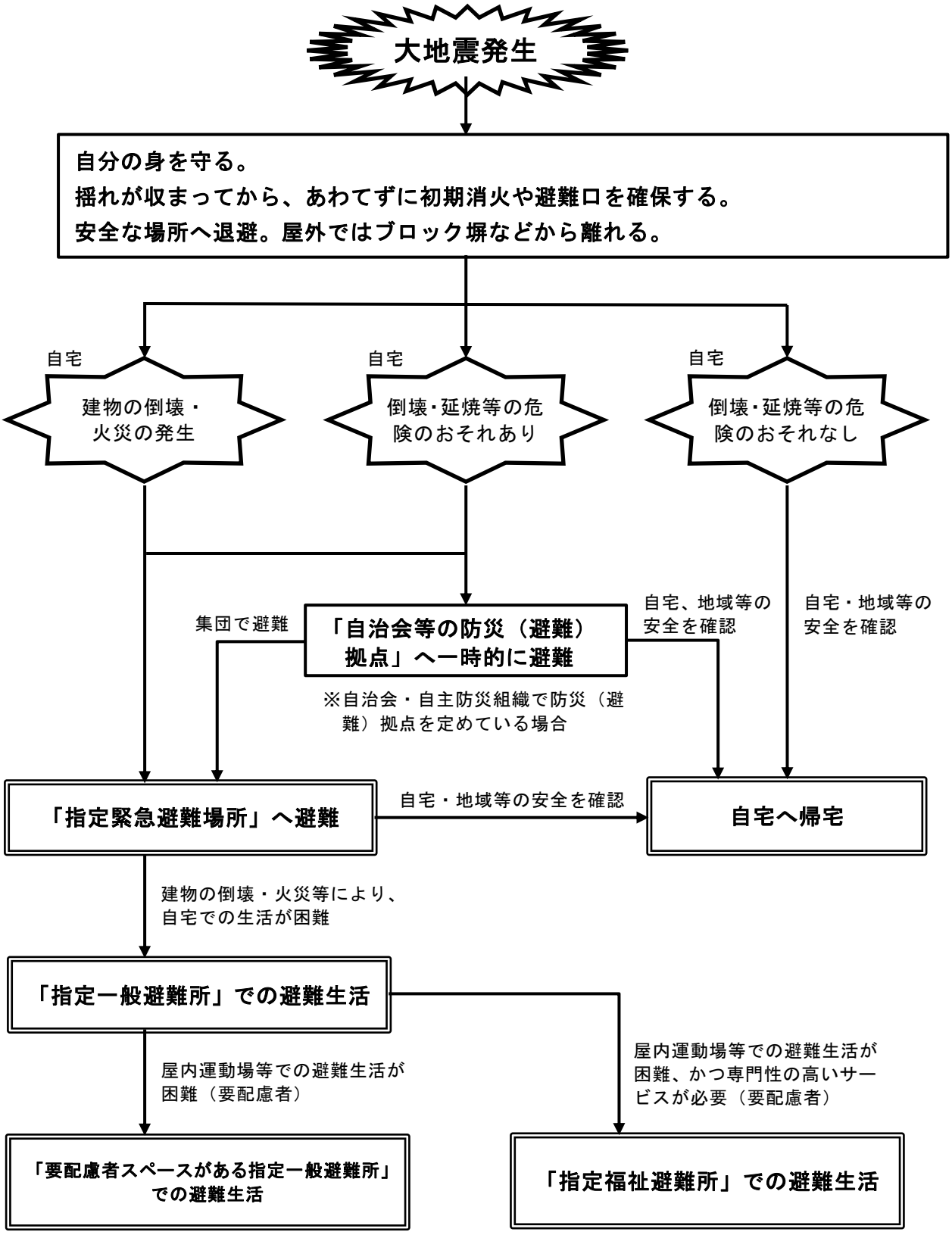
③ 一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の指定緊急避難場所を周知するため、駅前等を中心に、本市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮した作成に努める。

(3) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位及び誘導体制を検討する。

□震災時の避難行動フロー（例）



第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

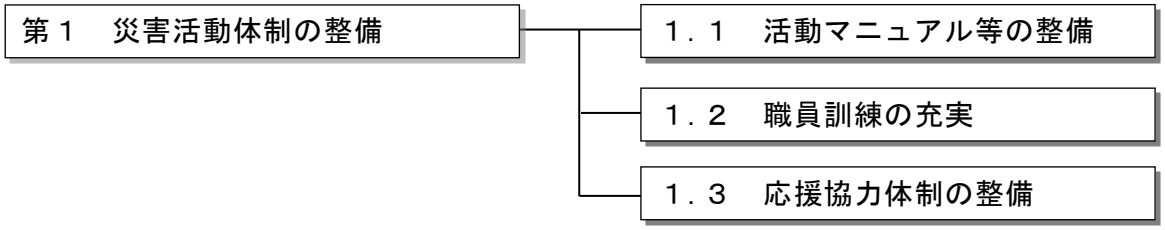
本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急時の対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的、一体的に機能する災害に強い防災・減災体制を構築する。

第１　災害活動体制の整備
第２　災害情報収集伝達体制の整備
第３　非常用物資の備蓄
第４　消防・救急体制の整備
第５　災害時医療体制の整備
第６　緊急輸送体制の整備
第７　応急住宅対策
第８　要配慮者の安全対策
第９　帰宅困難者対策
第１０　遺体の埋・火葬対策
第１１　動物愛護
第１２　文教対策

第１　災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。また、あわせて、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務がある。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制、応援協力体制等の災害活動体制を整備するとともに、災害時にあっても優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。



１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】

(1) 活動マニュアルの作成

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

①　災害時における各職員が果たすべき役割（防災・減災業務の内容）
②　災害時における体制（動員体制等）
③　災害時における参集方法及び参集基準
④　夜間、休日における緊急連絡網

(2) 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備

市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルを作成したが、今後も避難所の実情や多様な性に配慮し、適宜、修正するとともに、防災・減災、福祉、男女共同参画、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難者自らによる主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。

(3) 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを実施するものとする。

(4) 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、事前より住家の被害認定調査に関する研修を計画的に実施し、調査員の育成を図ることや、他の地方公共団体や民間団体との応援協力体制・受入体制の構築、発行手段の検討等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

① 被害家屋調査員の登録

本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

② 判定基準等の研修

開発建築課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

③ 他市町村の協力体制の確立

地震発生時､応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

④ 支援システム等の発行手段の検討

災害時に罹災証明書の交付がより迅速に行われるよう、支援システムの導入等、発行手段を検討する。

１．２ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】

平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の防災・減災教育を計画的に実施する。

(1) 現地想定訓練の実施

職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(2) 研修会、講演会の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として、震災、風水害等の災害の教訓を生かした災害予防及び災害応急活動に関する研修会、講演会を実施する。また、市長や幹部職員においては、国・県等の外部研修等の積極的な参加を推進する。

(3) 活動マニュアルの周知徹底

図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し､職員に活動マニュアルの周知徹底を図る。

１．３ 応援協力体制の整備【 危機管理課、消防本部、各課 】

(1) 国の応援受入体制の整備

市と消防本部は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化、また、応援部隊が活動するための活動拠点の選定など、応援受入体制の整備に努める。なお、国が行う活動は、次のとおりである。

・自衛隊の災害派遣
・警察災害派遣隊の派遣
・消防の緊急消防援助隊
・医療の広域医療応援（DMAT等）
・国土交通省の緊急災害対策援助隊（TEC-FORCE）　など

(2) 県からの応援受入体制の整備

災害時の県からの人的応援については、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、県や他市町村合同の「彩の国災害派遣チーム」が派遣される計画となっている。市は、吉川市受援計画

に基づき、県への応援要請や受入体制を整備する。なお、応援の主な対象業務は、災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書の交付等の支援となる。

(3) 他市町村との相互応援

市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第６７条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。今後、大規模災害による同時被災とならない遠地や、対口支援（カウンターパート）なども視野に、相互応援による協力体制の更なる強化を推進する。

また、災害時の応援要請手続きを円滑に行うための受援計画を整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。

また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。

(4) 市と防災関係機関の応援協力

災害時において、防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練、情報交換等を実施する。

(5) 公共的団体からの応援受入体制の整備

公共的団体に対して、応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。これらの団体の主な協力業務は次のとおりとし、場合により協定を締結する。

① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
② 災害時における広報等に協力すること。
③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
⑥ 炊き出し及び救助物資の配分に協力すること。
⑦ 被害状況の調査に協力すること。

(6) 事業所等との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内で営業する事業所等から被災者に必要な飲料水、食料及び衣料品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう十分協議し、事業所等との協定締結に努める。

また、事業所等が自主防災組織・自治会等の地域と連携して、防災・救助活動等が行える体制整備に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(7) 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災・減災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、県及び関係機関と協力して次の施策を行い、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

また、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止に努めるとともに、市民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度により被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

＜現況＞

① 応急危険度判定講習会への参加
② 応急危険度判定コーディネーター講習会への参加
③ 応急危険度判定要綱の作成
④ 判定資機材の備蓄

＜計画＞

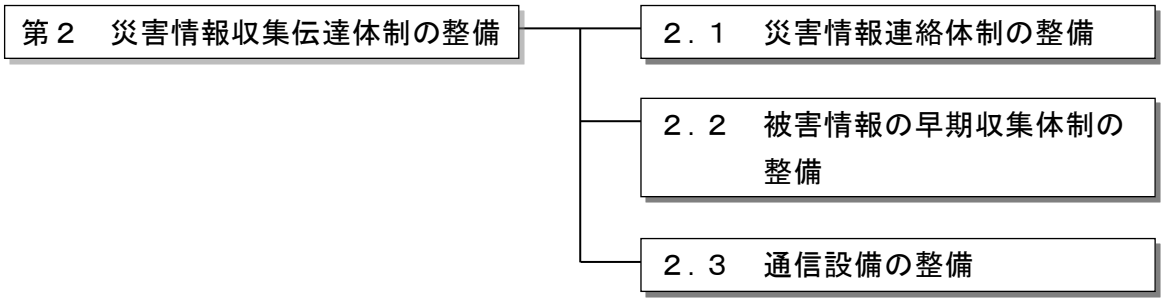
① 応急危険度判定に関する普及・啓発
② 応急危険度判定講習会への参加、受講者の把握

第２　災害情報収集伝達体制の整備

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災・減災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築する必要がある。

特に、通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

ここでは、災害時における情報収集伝達体制の整備に必要な施策を定める。



２．１ 災害情報連絡体制の整備【 危機管理課 】

(1) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(2) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として県防災行政無線、災害オペレーション支援システム、電話、ＦＡＸ、携帯電話を使用して行う。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備【 危機管理課 】

災害発生時、救出救助活動等の応急対策を適切かつ迅速に行うためには、災害による被害状況の把握が不可欠である。このため、災害による被害情報の早期収集体制の整備を図る。

(1) 「パトロール班」による情報収集

市域に災害の発生が想定される場合又は発生後には、交通路の遮断、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が予想されるため、職員が所有しているオートバイや自転車等を利用し、「広報情報班」の指示により各災害対策活動班から職員を選出したのち「パトロール班」を編成し、被害状況等の情報収集及び情報伝達を実施する。

(2) 民間協力体制の整備

被害状況の調査には、市民や自治会及び自主防災組織、さらには民間団体の協力が不可欠である。

民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得る場合には、平常時から災害時における情報連絡体制の充実に努めなければならない。

２．３ 通信設備の整備【 危機管理課 】

市及び防災関係機関は、防災拠点、出先機関、公共機関、地域住民及び事業所等に対する被害情報等の収集、災害情報等の伝達をするための体制を整備する。

(1) 市防災行政無線の拡充

災害時の情報収集伝達体制の確立・強化を図るため、災害時における非常通信手段として市防災行政無線の同報系については、平成 28 年度にデジタル化への整備を行った。また、移動系については、平成 30 年度に登録局によるデジタル簡易無線機を整備し、令和 4 年度に MCA アドバンスを整備した。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達手段の確保

Ｊアラートによる自動起動による市防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段を確保する。

(3) 多様な情報伝達手段の確保

市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、以下の手段により情報を伝達する。

・市ホームページ　・登録制メール　・減災アプリ　・緊急速報メール　・SNS
・電話応答サービス　・Ｌアラート（NHK ｄ放送、テレ玉ｄ放送）
・FM ラジオ（エフエムこしがや）　・ケーブルテレビ（J-COM）
・緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 非常用携帯電話の整備

災害時において機動性を持つ通信手段として、非常用携帯電話を整備する。

(5) 通信施設の安全化対策

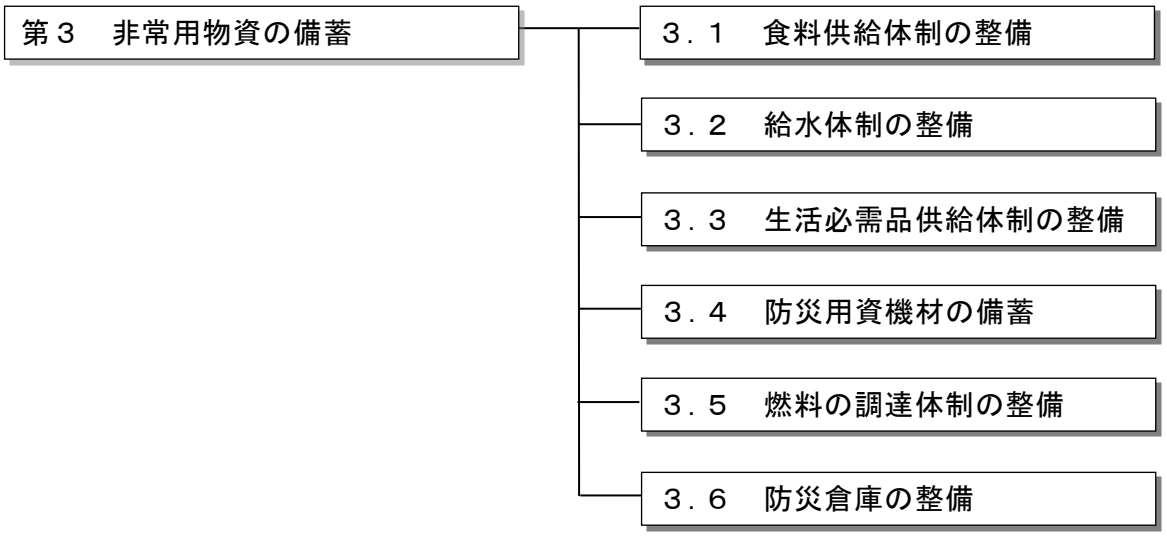
災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保に努める。

『【資料】第２．１「防災行政無線整備一覧」』参照
『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第３　非常用物資の備蓄

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

ここでは、非常用物資の備蓄に関する施策を定める。



３．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所には、給食用資機材を配備する。

(2) 市の食料備蓄

食料の備蓄にあたっては、数量、品目、保管場所等を定めた備蓄計画を作成し、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等を行うものとする。

品目は、保存期間が長く調理不要な食料とし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮した品目の備蓄にも努めるものとする。

なお、市の備蓄で不足する場合は、民間業者や協定等により速やかに調達することとし、状況に応じて県等に応援を要請する。

＜現況＞

□非常用備蓄食料（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	主食
平沼防災倉庫等	２０，０５０食

＜計画＞

□市の食料備蓄の目標

茨城県南部地震の１日後の想定避難者数は、約１，４００人であるが、１週間後の想定避難者数、約３，２００人が、１日後に避難したことを想定した数量を備蓄目標とする。

なお、避難者用は、市と県でそれぞれ１．５日分（合計３日分）、市の災害救助従事者用は、市で３日分備蓄するものとする。

また、乳幼児や帰宅困難者用の食料の備蓄にも努めるものとする。

①避難者：約３，２００人 × １日３食 × １．５日分 ＝ 約１４，４００食

②従事者：約　　７００人 × １日３食 × ３．０日分 ＝ 約　６，３００食

食料備蓄の目標数（①＋②）　約２０，０００食

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の食料需要量

：１１，０５６食（茨城県南部地震・３日分）

⑶ 県の食料備蓄

県では、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ１．５日分（合計３日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ３日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者数を県は１日分以上備蓄するものとしている。

また、県民備蓄は最低３日間（推奨１週間）分を目標としている。

⑷ 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、運送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、さいかつ農業協同組合、吉川市商工会、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の運送拠点として、集積場所の整備を図るとともに、市域の運送業者と十分協議し、協定を締結するなど運送力の確保に努める。

⑸ 市民・事業所等の食料備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の食料の備蓄に努める。なお、家族構成によっては、乳幼児や高齢者、障がい者などに配慮した食料の備蓄に努める。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、食料の備蓄に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

３．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】

⑴ 市の応急給水

応急給水の対象者は、罹災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯、緊急を要する医療機関等とする。

給水量は、地震発生から３日間は１人１日３リットルを目途とし、４日目以降は需要が増えるため、復旧の状況に応じ給水を増量する。

□時系列による給水目標

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
発生から　3 日	3ℓ／人・日	生命維持に最小必要な水量
発生から 10 日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
発生から 21 日	100ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
発生から 28 日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(2) 飲料水・生活用水の確保・備蓄

災害時の飲料水や生活用水等を確保するため、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。また、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者などにも配付しやすいようペットボトルの飲料水の備蓄に努めるものとする。

＜現況＞

□水道施設・飲料水兼用耐震性貯水槽　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

種別	施　設　名	所　在　地	貯水容量(㎥)	貯水量（㎥）
水道施設	会野谷浄水場	会野谷 496	１１，５００	７，０００
水道施設	南配水場	木売新田 153	１０，０００	５，０００
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川松伏消防組合消防本部	会野谷 481	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	中曽根小学校	中曽根 2-4	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川小学校	平沼 73	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	なまずの里公園	保 933	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	旭小学校	南広島 1940	４０	４０
飲料水兼用耐震性貯水槽	三輪野江小学校	加藤 641	４０	４０
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川中学校	美南 5-17-1	１００	１００
貯水量合計				１５，５８０

□備蓄用飲料水　（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	飲料水（２ﾘｯﾄﾙ）	飲料水（500ml）
平沼防災倉庫等	９，９２４本	１０，１０４本

＜計画＞

□市の飲料水の備蓄目標

茨城県南部地震の１日後の断水人口は、約２７，５００人（約９，８００世帯）と予想されており、３日分の給水量を備蓄目標（飲料水のみとした場合）とする。

①罹災者：約２７，５００人 × １日３ﾘｯﾄﾙ × ３日分 ＝ 約２４８㎥

②従事者：約　　７００人 × １日３ﾘｯﾄﾙ × ３日分 ＝ 約　　７㎥

給水の備蓄目標数（①＋②）　約２５５㎥

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の飲料水需要量：２０５㎥（茨城県南部地震・３日分）

(3) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

また、市の備蓄で不足する場合に備え、応急給水資機材の調達体制の整備に努めるものとする。

＜現況＞　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

種別	容量	保有数量	保管場所
給水車	２㎥	１台	水道課
給水タンク	０．５㎥	６個	水道課
ポリ容器	２０ℓ	６０個	水道課
給水袋	６ℓ入り	１４，９００枚	水道課
	４ℓ入り	１，２５０枚	水道課
応急給水装置		１０台	水道課
パイプ圧着機		１台	水道課
ろ水機	２．５㎥/h	３台	加藤防災倉庫
応急給水資機材（飲料水兼用耐震性貯水槽用）	給水スタンド、ホース、手動・エンジンポンプ等	６式	各飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所の防災倉庫

(4) 検水体制の整備

飲料水兼用耐震性貯水槽、井戸などの水源について、災害時に飲用の適否を調査するため、水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

(5) 市民・事業所等の飲料水の備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の飲料水の備蓄に努める。また、生活用水として浴槽等に貯水するよう啓発する。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、飲料水の備蓄に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

３．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】

(1) 生活必需品の備蓄

生活必需品の確保については、要配慮者や女性にも配慮した物資の備蓄を検討し、行政備蓄をはじめ協定業者からの対応と、状況に応じ県等に応援を要請する。

なお、不足の事態が生じたときには、応援物資として広く援助を求めるものとする。

＜現況＞

□毛布　（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	毛布等
平沼防災倉庫等	１６，７８２枚

＜計画＞

□市の毛布備蓄の目標

茨城県南部地震の１日後の想定避難者数は、約１，４００人であるが、１週間後の想定避難者数、約３，２００人が、１日後に避難したことを想定した数量を備蓄目標とする。

①避難者：約３，２００人 × ２枚 ＝ 約６，４００枚

②従事者：約　　７００人 × ２枚 ＝ 約１，４００枚

毛布備蓄の目標数（①＋②）　約８，０００枚

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の毛布需要量：

３，２０４枚（茨城県南部地震）

(2) 災害時民間協力体制の整備

被害想定に基づいた備蓄を計画的に整備する。また、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する協定の締結、更新に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(3) 備蓄品目の検討

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資及び感染症対策に有効と考えられる物資を配備するとともに、要配慮者や女性等の避難者のプライバシーに配慮した物資を検討し、備蓄に努めるものとする。

□備蓄品目（例）

・毛布、タオル　・下着・靴下　・弾性ストッキング　・簡易食器　・懐中電灯 ・ラップフィルム　・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・液体ミルク ・石鹸　・ウェットティッシュ　・使い捨てトイレ　・トイレ衛生用品 ・簡易間仕切り、段ボールベッド、マスク、消毒液　等

(4) 市民・事業所等の生活必需品の備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の生活必需品の備蓄に努める。なお、家族構成によっては、乳幼児や高齢者、障がい者などに配慮した生活必需品の備蓄に努める。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、生活必需品の備蓄に努める。

３．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】

(1) 防災用資機材の備蓄

震災時における救出救援活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

避難所用資機材については、各指定一般避難所の想定収容人数、面積等を勘案した数量を各避難所の防災倉庫等に備蓄するものとする。

また、救助・救出用資機材や住宅が損壊した被災者支援用資機材などの備蓄にも努めるものとする。

□備蓄品目（例）

- ・避難所用資機材（発電機、投光器、コードリール、仮設トイレ、簡易トイレ、かまどセット、大型鍋、ガスバーナー、救急セット、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り等）
- ・救助・救出用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ・被災者支援用資機材（ブルーシート等）
- ・移送用具（リヤカー、担架等）

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

『【資料】第２．２「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」』参照

３．５ 燃料の調達体制の整備【 危機管理課 】

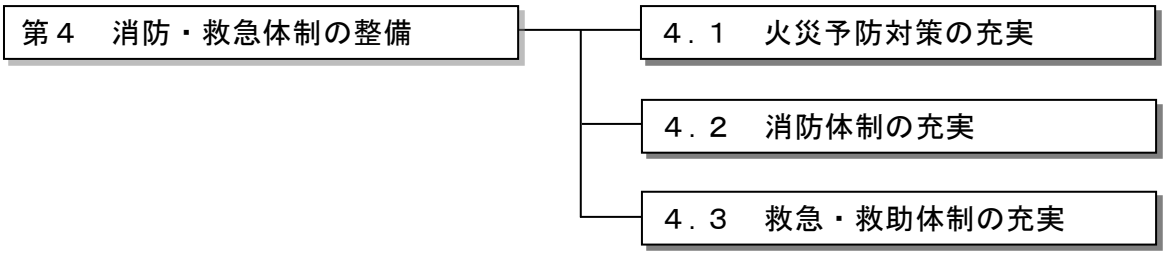
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対策活動に必要となる車両等の燃料の確保、また、避難所運営等に必要となる燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等との協定により、調達体制を整備する。

３．６ 防災倉庫の整備【 危機管理課 】

災害時に必要となる食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材などの非常用物資を備蓄するため、防災倉庫の整備拡充に努める。

第４　消防・救急体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。そのため、地震火災による被害を最小限に留めるには、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のための消防救援体制を整備する。



４．１ 火災予防対策の充実【 消防本部 】

(1) 火災等の防止

出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるため、相当数の火災が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、必要に応じて規制の強化を図る。

また、市民に対しては、防災・減災意識の高揚と防災・減災行動力の向上を図ることによって災害時における出火をできる限り防止する。

＜現況＞

①　予防査察

防火対象物（劇場、集会場、旅館、店舗、複合用途対象物等)、危険物施設等を対象として立入検査を行い、不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促している。

②　予防広報

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年２回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報紙を通じ、啓発活動を実施している。

＜計画＞

①　予防査察

市内の防火対象物及び危険物施設等に対し、査察年間計画及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたとき、並びに火災予防上緊急を要する場合に実施し、地震時における出火危険を防止する。

査察対象物の区分は、次のとおりとする。

区分	用途・施設
第１対象	政令対象物のうち特定防火対象物
第２対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第３対象	危険物製造所等
第４対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第５対象	第１対象から第４対象以外の消防対象物

② 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災・減災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置等の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、または屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発を図る。

③ 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し､混合接触発火､自然発火等の形で出火する危険性がある。混合接触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の強化

延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災・減災教育、防災・減災訓練により市民の防災・減災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

＜現況＞

① 消防用設備の設置指導

消防法に基づき、建築確認申請時に消防用設備の適正な設置を指導している。

② 初期消火資機材の設置促進

初期消火資機材の設置が義務付けられた事業所に対する指導を行うとともに、任意設置の一般家庭に対しては、住宅用消火器の必要性をＰＲしている。

③　事業所における自主防災体制

消防法第８条に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせる義務がある。消防本部では、選任された防火管理者に対して防火管理業務の適正執行を指導助言している。

④　地域における自主防災体制

自治会等の地域単位で実施する消火訓練に際して訓練指導を行い、初期消火の重要性を啓発している。

＜計画＞

①　地域住民の初期消火力の整備

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、自主防災組織の育成を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等初期消火力を高め、消防本部、消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

②　事業所の初期消火力の強化

事業所独自で行動できるよう自主防災・減災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画の作成を促進する。

③　地域住民と事業所の連帯

計画的かつ効果的に防災・減災教育、防災・減災訓練を行い、市民の防災・減災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災・減災体制を充実強化していく。

(3) 危険物

危険物関係の災害予防は、消防法の規定に基づく点検により、安全管理の徹底を図るとともに、定期的に立入検査を実施し、事故防止の万全を期する。

＜現況＞

□危険物関連施設（吉川市）　（令和５年４月１日現在）

製造所等の種別	計	製造所	貯蔵所							取扱所		
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	125	2	32	3	0	24	0	19	0	27	0	18
		2							78			45

＜計画＞

① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
② 立入検査を励行して、災害防止を指導する。
③ 危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。
④ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
⑤ 保安教育を実施する。
⑥ 施設の管理に万全を期するため、施設保安員の選任を指導する。
⑦ 危険物取扱いの安全確保のため予防規定の作成遵守を指導する。

ア 石油タンク、アルコールタンク等に対する固定消火設備を消防法に基づいて、地震に耐え得るよう設備の改善を指導する。
イ 停電、断水時においても消火用送水に支障を来さないよう指導する。
ウ 防油堤外への石油、アルコール類の流出防止及び道路の亀裂に対しては、あらかじめ十分な土のうと砂利を備蓄するよう指導する。
エ 関係各業者に対し、消火用化学資材を増量保有するよう指導する。
オ その他県地域防災計画に定められた各項に準じ、消防法に基づいて設備の改善を図るよう指導する。

４．２ 消防体制の充実【 消防本部 】

災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、通信指令体制を充実させ、効果的な部隊統制の徹底を図るとともに、消防団をはじめとする関係団体と連携を強化し総合的な消防体制を確立する。また、消防施設、消防資機材などを計画的に整備、維持管理するとともに、消防隊員の技能向上を図るため、教育訓練の充実強化を推進する。

(1) 消防資機材の整備、点検

災害等の消火活動や救助活動に対応するため、消防車両等の機能整備を充実させるとともに、救助用機材の強化を図る。

① 消防資機材の整備

＜現況＞

□吉川松伏消防組合車両経過年数別現有台数　（令和5年1月1日現在）

所属	種　別	経過年数			計
		10年以上	5年以上	5年未満	
消防本部	調査車	1	1		2
	連絡車	5			5
	マイクロバス	1			1
	災害対策車			1	1
吉川消防署	指揮車	1			1
	普通消防ポンプ自動車	1			1
	化学消防ポンプ自動車	1			1
	はしご車	1			1
	救助工作車		1		1
	資機材搬送車	1	1		2
	高規格救急自動車	1		1	2
	水難救助用ボート	1			1
吉川消防署南分署	水槽付消防ポンプ自動車		1	1	2
	普通消防ポンプ自動車			1	1
	高規格救急自動車		1	1	2
	連絡車	1			1
松伏消防署	普通消防ポンプ自動車	2	1		3
	資機材搬送車		1		1
	高規格救急自動車		1		1
	連絡車	1			1
	水難救助用ボート		1		1

□吉川市消防団車両経過年数別現有数　（令和5年1月1日現在）

所属	種　別	経過年数			計
		10年以上	5年以上	5年未満	
吉川市消防団	小型動力ポンプ付積載車	5	6	3	14

＜計画＞

□吉川松伏消防組合車両増強及び更新計画

所属	種別	年次別計画									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新
本部	連絡車										1
	吉川予防2						1				
吉川消防署	指揮車				1						
	資機材搬送車										1
	高規格救急自動車								1		
	水難救救助用ボード						1				
吉川消防署南分署	高規格救急自動車		1								

② 消防水利等の確保

大規模な地震発生時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想されるため、自然水利、プール等の活用に努めるものとする。

＜現況＞

□消防水利の状況 （令和5年1月1日現在）

総数	消火栓	防火水槽			その他
		10～39㎥	40～99㎥	100㎥以上	プール
969	624	5	314	13	13

＜計画＞

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所・避難場所周辺等を中心に、関係機関と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽や防火水槽の確保を図る。

(2) 消防教育訓練の充実

消防職員に対し、消防の責務の認識と資質の向上、技能の習得及び体力の鍛錬を図ることにより、忍耐と精神力の向上に努め、能率的に職務遂行ができるよう教育することを目的として、次の教育を実施する。

① 埼玉県消防学校

ア 初任科教育

新たに採用した消防職員のすべての者に対して、消防業務に必要な基礎的教育訓練を習得させる。

イ 専科教育

現任の消防職員に対して、特定の分野に関する専門的教育訓練を習得させる。

ウ 幹部教育

幹部又は幹部昇任予定者に対して、消防幹部として必要な管理監督の能力を習得させる。

エ 特別教育

現任の消防職員に対して、特別の目的のために行う教育を行い、指導能力を習得させる。

② 消防大学校

幹部職員に対して、消防行政に必要な総合的、かつ高度な知識及び技術を修得させるため派遣する。

(3) 広域消防相互応援体制の整備

災害が発生したとき、本市管内の消防力だけでは対処できない場合に埼玉県下の消防機関及び隣接の消防機関が相互の消防力を活用して、被害を最小限に食い止める。

＜現況＞

□埼玉県下消防相互応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	市町村・組合	平成 19 年 7 月 1 日	埼玉県下消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書による。

□隣接消防相互応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	春日部市	平成 17 年 12 月 1 日	各々の消防相互応援協定による。
	越谷市	昭和 47 年 2 月 25 日	
	三郷市	昭和 58 年 11 月 30 日	
	草加八潮消防組合	平成 28 年 3 月 28 日	
	野田市	昭和 47 年 2 月 20 日	

□茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

区分	協定市町村等	最終締結年月日	協定の内容
吉川市・吉川松伏消防組合	関係市町村・組合	令和元年10月1日	常磐自動車道等における火災・救急の応援協定による。

□埼玉県防災ヘリコプター応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	埼玉県・市町村・組合	平成3年3月29日	埼玉県防災ヘリコプター応援協定による。

『【資料】第２．３「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」』参照

(4) 消防団の充実

① 消防組織体制の強化

消防団組織の近代化や合理化に努め、消防団の効率的活動の推進や常備消防との合同訓練による消防体制の連携強化に努める。

② 防災・減災指導者

消防団員は、地域への密着性という利点を生かし、防災・減災のリーダー的存在

として、地域住民の防災・減災指導等に努める。

③　資機材の整備充実と維持管理

消防団の機械器具置場などの施設整備を行うとともに、消防資機材等の計画的な整備充実と維持管理に努める。

④　消防団の活性化と育成

消防本部は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や学生の入団促進など幅広い層への働きかけなどを行い、消防団員の確保を図り、消防団の育成と活性化を推進する。

『【資料】第２．４「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」』参照

４．３ 救急・救助体制の充実【 消防本部 】

災害発生時には、広域又は局地的に多数の救急救助体制の発生が予想される。

このため、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携（活動資機材等の調達を含む。）を密にして、救急救助体制の万全を期する。

また、より高度な知識を持った救助隊員の育成に努めるとともに、必要な資機材を整備し、迅速円滑な人命救助体制の充実強化を図る。

(1) 救急活動の強化

救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実及び救急救命士の研修の充実等メディカルコントロール体制を推進するとともに、薬剤投与や気管挿管などの高度な救急救命処置を行う認定救急救命士の養成、高度救命処置用資機材の整備を行う。

また、地震等により多発する救護事象に対処するため、救急隊の体制整備や市民による地域の自主救護活動のための応急手当普及啓発活動を推進する。

①　救急資機材の整備

非常災害時の救急活動及び交通事故、火災爆発等による多発傷病者発生に対して必要な救急資機材の整備を図る。

(2) 救助活動の強化

災害時における救助体制の強化を図るため、優れた気力や体力、判断力を持ち、高度で専門的な知識と、救助技術を備えた救助隊員を育成するとともに、建物倒壊やブロック塀等が倒壊した場合に必要と予想される救出用資機材を計画的に整備する。

①　救助機動力の整備

火災危険度の高い地域及び被害想定による人的被害が多い地域内での人命救助をより効果的に行うため、災害現場に出動した各部隊を指揮し、災害状況の把握や活動方針の決定を行う最前線指揮所となる指揮車やエアーテントなどの資機材を搬送する資機材搬送車を配置する。

②　救助資機材の整備

倒壊した建物に閉じ込められた生存者を確認する画像探索機などの高度救助資器材の整備充実を図る。

(3) 救急医療機関との連携強化

医師会及び救急告示医療機関等と連携協調を図り、救急業務に支障をきたさぬよう万全の体制を図る。

① 平常時の協力体制

ア 救急患者の受入れ

イ 診療時間外及び休診日等の取扱い

ウ 診療科目及び宿直医の担当科目

エ 通常時の連絡体制

オ その他救急活動に必要な事項

② 非常時の協力体制（集団的に多数の疾病者が発生した場合）

ア 医療機関別傷病者収容能力

イ 医療救護班の編成と出動

ウ 病院車両の出動

エ 救急救護所の開設

(4) 応急手当の普及啓発

各種災害や救急事故発生に関して、救命効果の一層の向上を図るため、救急業務の高度化と合わせ多くの市民が応急手当の正しい知識と技術を体得することによって救急現場に居合わせた住民等により早期に的確な応急手当が施されることで傷病程度の軽減と救命率の向上を図るため、ＡＥＤの使用方法や心肺蘇生法などを応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき積極的に推進する。

４．４ 情報通信体制の整備強化【 消防本部 】

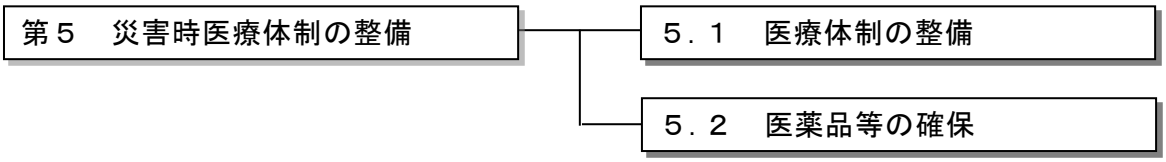
震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

また、広域災害情報の一元化、通信受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同運用で指令センターを運用していく。

第５　災害時医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時から初動及び後方医療体制、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

ここでは、災害時の医療体制の整備に必要な施策について定める。



５．１ 医療体制の整備【 健康増進課、消防本部、関係機関 】

災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう医療体制の整備を図る。

(1) 初期医療体制の整備

災害直後の負傷者への医療救護が円滑に実施できるよう初期医療体制の整備を図る。

①　医療救護活動の実施手順

被災地内における医療救護班の編成・出動の有無は、病院または診療所の被災の程度によって異なる。

基本的には、被災地内において診療可能な病院または診療所は、少なくとも発生後３日間は、２４時間の負傷者受入れ体制を整え、病院または診療所内での診察を継続する。

病院または診療所が被災により診療が不可能である場合には、市等において設置される医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。

□被災地内における医療救護班の活動方針

病院の被災度	基本的な活動方針
被災度が大きく 診療不能な医療機関	市等において設置される医療救護所又またはその他診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。
被災度が小さく 診療可能な医療機関	少なくても発災後３日間は、２４時間の負傷者受入れ体制を整え、病院または診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は、原則として行わない。

②　医療救護所の整備

市は、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、日本赤十字社及び消防署と協議を行い、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等の予防対策を推進する。

③　医療救護班の編成

市は､災害直後に迅速かつ円滑な初動医療が行える医療救護班を編成できるよう、（一社）吉川松伏医師会と協力した体制を整備する。

④　自主防災組織等による自主救護体制の整備・応急救護能力の強化

自主防災組織等は、避難所、医療救護所などにおいて軽微な負傷者に対し、応急救護活動を行えるなどの自主救護体制の整備を図る。

また、消防署は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人口呼吸、ＡＥＤ等の応急救護訓練を通じて、応急救護能力が強化されるよう指導に努める。

『【資料】第２．５「(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」』参照

(2) 後方医療体制の整備

医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷者や、高度の救命措置が必要な患者等を後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議の上確立を図る。

なお、埼玉県内の第三次医療救急医療機関、災害拠点病院及び災害時連携病院は次のとおりである。

□第三次救急医療機関（１３か所）

救命救急センター（１１か所）

施設名	所在地
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田 1981
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根 1397-1
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室 2460
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680

小児救命救急センター（２か所）

施設名	所在地
埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田 1981
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2

□地域災害拠点病院（１９か所）

施設名	所在地
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
草加市立病院	草加市草加 2－21-1
埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
行田総合病院	行田市持田 376
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
（独法）国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3
埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680

□災害時連携病院（１８か所）

施設名	所在地
熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1
西埼玉中央病院	所沢市若狭 2-1671
埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721
入間川病院	狭山市祇園 17-2
埼玉石心会病院	狭山市入間川 2-37-20
越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32
東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5
白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川 1525
彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町 1522
(独法)地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
埼玉協同病院	川口市木曽呂 1317
秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9

TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1
新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2
八潮中央総合病院	八潮市南川崎 845
皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野 2031-1

(3) 搬送体制の整備

医療救護所から後方医療機関への負傷者の搬送、又は市域外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプターを利用した搬送方法について、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

① 臨時ヘリポートの設置

交通途絶状況下での輸送力及び重傷者の搬送を確保するため、次に示す市内の６か所に臨時ヘリポート基地を設置する。

□市内臨時ヘリポート（飛行場場外離着陸場及びドクターヘリ離着陸場）

施設名	所在地	備考
吉川運動公園	きよみ野 1-5	飛行場場外兼ドクターヘリ離着陸場
美南中央公園	美南 2 丁目 6	飛行場場外離着陸場
中央中学校	吉川 234-1	ドクターヘリ離着陸場
中曽根小学校	中曽根 2-4	ドクターヘリ離着陸場
三輪野江小学校	加藤 641	ドクターヘリ離着陸場
県営吉川公園	八子新田地内外 （江戸川右岸河川敷）	ドクターヘリ離着陸場

(4) 広域医療協力体制の整備

大規模な災害が発生すると、多数の負傷者が発生することが予想され、この場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力の体制について、県と協議の上、調整及び整備を図る。

５．２ 医薬品等の確保【 危機管理課、健康増進課、消防本部 】

(1) 医薬品等の備蓄

発災直後に、指定緊急避難場所に開設する医療救護所において、軽傷者の応急手当に使用する災害用救急箱を指定緊急避難場所に備蓄する。

(2) 医薬品等の調達

市は、医療救護活動用の医薬品等が不足した場合における調達等に関し、吉川薬剤師会、市内の医薬品業者等と協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

(3) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

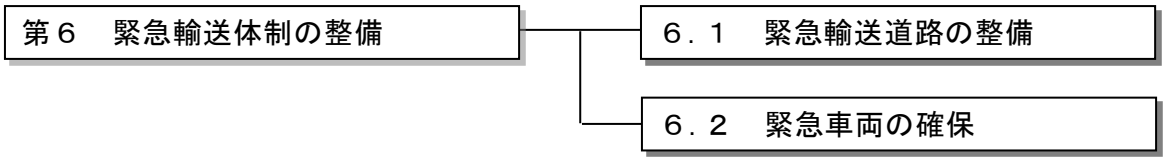
市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第６　緊急輸送体制の整備

災害発生後の市内において効率的な緊急輸送を行うため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、関係機関、関連企業と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

ここでは、緊急輸送体制の整備の推進のために必要な施策を定める。



６．１ 緊急輸送道路の整備【 道路課 】

(1) 緊急輸送道路の指定

① 県指定の緊急輸送道路

埼玉県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

ア　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ　上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

□施設

・県本庁舎　・県地域機関庁舎　・市町村庁舎
・防災・減災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
・着岸施設（河川）

□市内の県指定緊急輸送道路

区分	基準	該当道路（市内の区間）
第一次特定緊急輸送道路	高速道路や国道など４車線道路とこれらを補完する広域幹線道路	・常磐自動車道（本市域）
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	・越谷野田線（豊橋～内川橋） ・越谷流山線（吉越橋～三郷市境） ・葛飾吉川松伏線（一之橋～三郷市境）
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点を連絡する路線	・葛飾吉川松伏線（松伏町境～越谷流山線交差点）

② 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、次の基準に従い選定し、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

ア　市内で幹線道路となっている道路

イ　県指定の緊急輸送道路及び次に示す各施設を連絡する道路

□施設

・市役所　・出先機関　・消防機関　・指定一般避難所、指定緊急避難場所
・防災関係機関　・防災倉庫　・臨時ヘリポート
・防災・減災活動拠点（輸送拠点・受援拠点）

□市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間	施設名
県道	県指定の緊急輸送道路を除く全区間	消防本部、吉川美南高等学校、児童館ワンダーランド、県営吉川公園（ドクターヘリ離着陸場）、加藤防災倉庫
都市計画道路	整備済の都市計画道路全区間	市役所、吉川消防署南分署、関小学校、おあしす、老人福祉センター、吉川運動公園（受援拠点・飛行場場外兼ドクターヘリ離着陸場）、美南中央公園（受援拠点）
1-113 の一部	中井松伏線～旭小学校前	旭小学校
1-102・103 の一部、1-316 の全部	越谷野田線～中井松伏線	旭地区センター
2-202・480 の全部	都市計画道路関会野谷線～都市計画道路越谷吉川線～加藤平沼線	中央中学校（ドクターヘリ離着陸場）
2-346 の一部	越谷流山線～吉川小学校前	吉川小学校、平沼防災倉庫
2-205・539 の一部	都市計画道路平沼川藤線 ～栄小学校前	栄小学校
2-332 の一部	越谷流山線～南中学校前	南中学校
2-463 の一部	越谷流山線～北谷小学校前	北谷小学校
2-453 の一部	越谷流山線～中央公民館前	中央公民館
2-370・371 の全部、2-120 の一部	葛飾吉川松伏線･都市計画道路共保道庭線　～中曽根小学校前	中曽根小学校（ドクターヘリ離着陸場）
2-387 の全部	都市計画道路高久中曽根線 ～葛飾吉川松伏線	吉川中学校
2-389 の全部	都市計画道路中曽根線 ～葛飾吉川松伏線	美南小学校
3-220 の一部	加藤平沼線 ～三輪野江小学校前	三輪野江小学校（ドクターヘリ離着陸場）
3-207 の全部	中井松伏線～三郷松伏線	東中学校
3-309 の全部	川藤野田線～総合体育館前	総合体育館

③　緊急用河川敷道路

江戸川河川事務所が江戸川右岸の河川敷に整備した緊急用河川敷道路を緊急輸送道路として活用を図る。

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

①　緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、発災後の応急復旧作業に関する協力体制を整備する。

②　沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

指定された緊急輸送道路の沿線地域については、建築物等の不燃化及び耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やレンガ等の障害物の発生を最小化するように努める。

③　下水道のマンホールの耐震化

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策に努める。

④　危険箇所の調査

緊急輸送道路内における大きな障害物の発生危険箇所等について調査検討を行うものとする。

(3) 応急復旧時の活動体制の整備

①　協力体制の整備

災害後の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町、消防機関、警察、吉川市建設業協会等との協力体制をあらかじめ整備しておく。

②　復旧状況等の情報提供体制の整備

災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民に周知するため、情報提供手段を検討し、整備する。

③　応急復旧用資機材の整備

災害時における緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(4) 市民への周知

緊急輸送道路の指定状況及びその役割について、平常時より市民へ周知を行う。

６．２ 緊急車両の確保【 財政課、危機管理課 】

災害発生後の応急対策において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため緊急輸送を効率的に実施するため、緊急車両を確保するとともに、調達体制を整備する。

(1) 緊急車両の確保

災害時における人員及び物資等の緊急輸送のための車両は、市が所有する全車両を充てる。必要な車両が不足する場合には、吉川市建設業協会、埼玉県トラック協会吉川支部、バス会社等に協力を依頼するとともに、県及び関係機関に対しても調達及び

あっせんを要請するものとする。

(2) 協力体制の整備

緊急輸送力を確保するため、緊急輸送において活用が想定される車両等について、災害後、迅速に調達できるように関係機関、関連企業と協定締結等により協力体制を構築し、災害時の緊急車両等の調達体制を整備する。また併せて、必要な人員確保やノウハウ活用のため、運送事業者等との連携体制の構築に努める。

(3) 迅速な物資供給の確保

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると認めた場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、県と市は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておくものとする。

(4) 輸送施設・拠点の確保

県と市は、緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル等)、集積拠点をあらかじめ確保しておくものとする。

(5) 燃料の確保

市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対応に必要となる車両等の燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等と協定の締結をするなど、調達体制を整備する。

(6) 緊急通行車両等の事前届出の推進

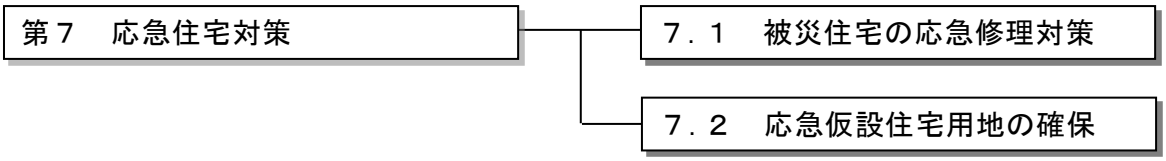
市は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、埼玉県公安委員会へ緊急通行車両等の事前届出を推進する。

『【資料】第２．６「緊急通行車両等の確認事務処理要領」』参照

第７　応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに住宅の応急修理の措置や仮設住宅を供給することが必要である。

ここでは、応急住宅対策の実施のための必要な体制の整備を定める。



７．１ 被災住宅の応急修理対策

【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

市は、被災住宅の応急修理及び応急復旧に関する技術的指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

７．２ 応急仮設住宅用地の確保

【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

□県の建設用地の選定基準

・飲料水が得やすい場所	・保健衛生上適当な場所
・交通の便を考慮した場所	・住居地域と隔離していない場所
・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所	・工事車両のアクセスしやすい場所
・既存生活利便施設が近い場所	・造成工事の必要性が低い場所

(2) 応急仮設住宅の用地の選定

応急仮設住宅適地の基準に従い、また、被害状況に応じて、市有地等から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

□必要と考えられる応急仮設住宅用地（「茨城県南部地震」への備え）

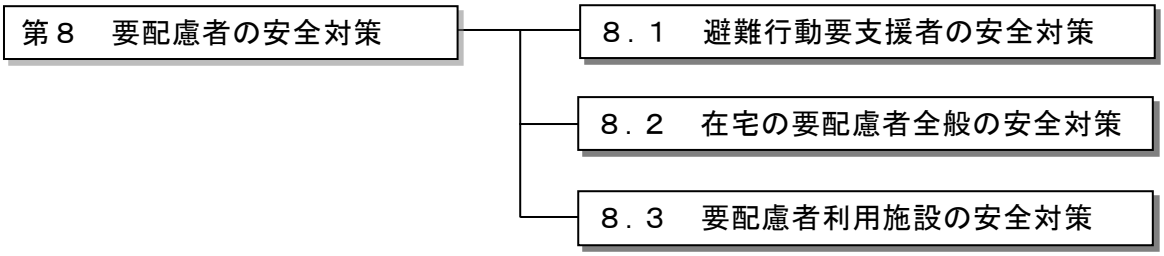
1,779 人（1 ヵ月後）／2.44 人/世帯(平均世帯人員 H30.4.1 現在)＝729 戸

『【資料】第２．７「応急仮設住宅建設適地一覧」』参照

第８　要配慮者の安全対策

平成２８年１０月に発生し、東北地方に上陸した台風１０号による災害時には、要配慮者利用施設（高齢者施設）の入居者が犠牲になったことから、避難勧告等の発令・伝達や高齢者の避難支援についての課題が明らかになった。また、平成３０年７月に発生した平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）においても、被災地全体のうち６０歳以上の高齢者の死者数は約７割であり、改めて、高齢者などに配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、また、安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が浮き彫りになった。

ここでは、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者及び言葉の文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保に必要な施策を定める。



８．１ 避難行動要支援者の安全対策

【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織　等 】

市は、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を策定し、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。

また、支援対策を推進するにあたっては、高齢者や障がい者などの関係部局と、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団などと連携した協力体制の確立に努める。

(1) 災害時の要配慮者に係る定義

①　要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に特に配慮を要する者をいう。

②　避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

③　避難支援者

地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で災害時に避難の手助けを直接行う者をいう。

④　避難支援等関係者

地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援等関係者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者をいう。

(2) 全体計画の策定

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組事項のうち、重要事項については、次のとおり地域防災計画に定め、細目的な事項は、地域防災計画の下位計画として全体計画に定めるものとする。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局の連携により避難行動要支援者に該当すると思われる者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、市内に居住する要配慮者（施設入所者は除く）のうち、介護を要する者や障がい者等で、自ら避難することが困難な者とする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、次に掲げる事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

・氏名　・生年月日　・性別　・住所又は居所　・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする事由　・その他市長が認める事項

(6) 避難支援等関係者となる者の範囲

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

・消防機関（消防本部、消防署、消防団）　・吉川警察署
・自治会及び自主防災組織　・民生委員・児童委員
・地域包括支援センター　・市社会福祉協議会
・その他市長が認める者、団体、事業所等

(7) 避難行動要支援者名簿情報の提供・利用

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するものとし、名簿を提供するときは、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供するものとする。

なお、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意が得られない避難行動要支援者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に限り、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

また、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

(8) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿に登録した情報について、関係部局や避難支援等関係者からの情報をはじめ、登録者からの申し出等により名簿情報の更新に努め、避難支援等関係者に提供するものとする。

(9) 避難行動要支援者名簿の管理

①　市は､避難行動要支援者名簿について正確かつ最新の情報で保管するものとする。

② 市は、個人情報の保護を図るため、吉川市個人情報保護条例などに基づき、適正に維持管理を行うものとする。

③ 市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するときは、名簿情報の漏えいなどを防止するため、避難支援等関係者に適正な情報管理を図るよう、次のとおり指導するものとする。

ア 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する個人情報を無用に共有、利用してはならない。

イ 避難行動要支援者名簿の紛失や個人情報の漏えいなどを防止するため、施錠可能な場所に保管するなど、必要な措置を講じ、厳重に保管しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

ウ 避難行動要支援者名簿は、市長の許可なく、複製及び複写してはならない。

エ 避難支援等関係者が団体の場合は、避難行動要支援者名簿の取扱者を限定しなければならない。

オ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には、守秘義務が課せられているので、正当な理由がなく、知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

カ その他、名簿情報の漏えいなどを防止するため必要な措置

④ 避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいなどを防止するため、上記の措置を適切に講じるものとする。

(10) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

市は、要配慮者が円滑に避難できるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき高齢者等避難情報を発令するものとする。

また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、減災アプリ、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送)、FMラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）など、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。

(11) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者やその家族、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者ごとに避難支援者や避難時の配慮事項などを定める個別避難計画の作成を促進する。

８．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【 地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課 】

避難行動要支援者を含む在宅の要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面での支援体制の整備に努める。

(1) 緊急通報システムの充実

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対し、緊急通報システムの充実を図る。

(2) 聴覚障がい者などの通信システムの充実

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、聴覚障がい者などに対し、緊急通信システムの充実を図る。

(3) 社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備

市は、災害時に要配慮者に対し次のような支援が図られるよう、社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備に努める。

①日常生活全般に介護を要する高齢者等の緊急入所

②要介護者の移送

③介護や育児、医療用品の調達

(4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保

市は、指定福祉避難所の指定となり得る社会福祉施設との協力体制の整備や公共施設等を指定福祉避難所とする場合に必要な資機材を備蓄するとともに、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(5) 要配慮者に対する支援体制の整備

要配慮者に対して、次のような支援が図られるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者や、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との支援体制の整備に努める。

① 避難所内での要配慮者用スペースの確保

② 育児・介護・医療用品等の調達

③ 在宅避難している要配慮者への情報の伝達、安否・健康状態の確認、支援物資等の配給、相談の窓口等

④ 人工呼吸器等の医療機器使用者への非常用電源の整備の促進及び充電用電源の確保（人工呼吸器等のバッテリーの充電・交換など）

(5) 外国人の安全確保

災害時における外国人の安全確保のために、市は必要な対策の推進に努める。

① 所在の把握

住民基本台帳を基に外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災基盤の整備

避難場所の表示等、災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進める等、外国人にもわかりやすい案内板の整備に努める。

③ 防災・減災知識の普及・啓発

外国語による防災・減災に関するパンフレットを作成・配布し、外国人への防災・減災知識の普及・啓発に努める。

④ 防災・減災訓練の実施

外国人の防災・減災への行動認識を高めるため、外国人が参加できる防災・減災訓練を実施するよう努める。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

８．３ 要配慮者利用施設の安全対策

【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、消防本部、社会福祉施設、事業所等 】

(1) 要配慮者利用施設の定義

水防法に基づく要配慮者利用施設として、市地域防災計画に定める次のような施設とする。

①特別養護老人ホームや障がい者福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設

②学校

③医療施設

(2) 要配慮者利用施設の安全対策

要配慮者利用施設の施設管理者が、消防法に基づく消防計画や、水防法に基づく避難確保計画を作成するよう、市は施設管理者に対し必要な情報を提供し、法令順守を促す。

なお、各計画を策定しない場合は、市は要配慮者利用施設に対し指示をする。

(3) 防災・減災計画の作成指導、防災・減災訓練の充実

市及び消防本部は、施設管理者に対し、火災や地震、水害、竜巻など、様々な災害を想定した防災・減災計画やマニュアルなどを作成するよう指導する。

また、防災・減災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。

(4) 要配慮者の受入体制の整備

市は、社会福祉施設等に対し、在宅又は避難所等では生活が困難な在宅の要配慮者の受入体制の整備に向けた指定福祉避難所の指定を推進するとともに、迅速な一時入所措置が講じられる協力体制を確保する。

(5) 施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時の施設の建物が破損した場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、施設職員が応援するなど、市内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

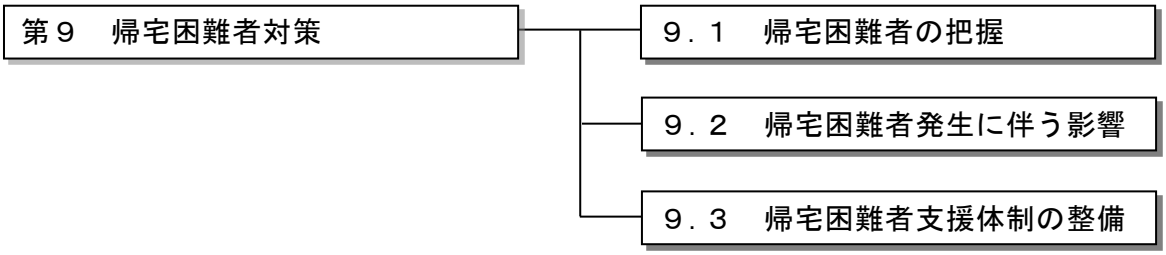
第９　帰宅困難者対策

本市では、毎日約２４，１００人の市民が市外に通勤・通学しており、そのうち約７，２００人が、都内へ通勤･通学している。

このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

また、本市には市外から毎日約１０，５００人が通勤・通学しており、大規模地震により鉄道等の交通機関が停止した場合、市外に居住している多くの人が市内において帰宅困難者となることが想定される。

ここでは、帰宅困難者への支援のための必要な体制の整備を定める。



９．１ 帰宅困難者の把握【 危機管理課 】

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。

これらの者の内､徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

(2) 帰宅困難者数の把握

市民が外出先で帰宅困難になる想定人数は､「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」によれば､「東京湾北部地震」が夏１２時に発生した場合、約１３，１００人（県内約２，７００人、東京都約７，４００人、他県約３，０００人）にのぼる。

また、市内において発生する帰宅困難者想定人数は、約７，４００人にのぼる。

≪参考≫

◆帰宅困難者の算定方法（埼玉県地域防災計画から一部抜粋（平成２６年３月））

・帰宅距離１０km 以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能
・帰宅距離１０km～２０kmの者は、１０kmから１km長くなるごとに帰宅可能者が１０%ずつ低減する
・帰宅距離２０km以上の者は、全員が帰宅不可能
・平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能

９．２ 帰宅困難者発生に伴う影響【 危機管理課 】

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

⑴ 地域の災害対応力の低下

平日の通勤・通学後に大規模地震が発生した場合、約１３，１００人の市民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

⑵ 市内駅周辺等での混乱の発生

市内には、約７，４００人の帰宅困難者が発生すると予測されていることから、鉄道の運行停止により、市内の駅周辺等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

≪参考≫東日本大震災（平成２３年３月１１日(金)午後２時４６分地震発生）では、鉄道が運行停止となり、吉川駅周辺で駅前滞留者が発生したが、中央公民館等で一時滞在した帰宅困難者数は、概ね４０人程度であった。

⑶ 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

⑷ 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

９．３ 帰宅困難者支援体制の整備【 危機管理課、鉄道事業者、学校教育課、保育幼稚園課、保育所、事業所等 】

⑴ 帰宅困難者対策の普及啓発

市民や市内の事業所等に対して、「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本として、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段（災害用伝言ダイヤル１７１、携帯電話事業者の災害用伝言板等）、徒歩帰宅経路の事前確認を実行するよう啓発する。

⑵ 事業所等における対策

事業所等は、上記について、自社従業員等の安否確認手段の確保に努めるとともに、自社従業員等に普及啓発を行うものとする。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努めるとともに、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めるものとする。

⑶ 一時滞在施設の確保

市、鉄道事業者、県は、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を公共施設や民間施設を問わず、幅広く確保するとともに、一時滞在施設に食料、飲料水、看板等の必要な物資の備蓄に努めるも

のとする。

口一時滞在施設候補（市の公共施設）

駅名	施設名	一時滞在場所	想定収容人数	駅からの距離
吉川駅	視聴覚ライブラリー	多目的室	約 80 人	約 0.1km
	中央公民館	ホール	約 500 人	約 1.1km
吉川美南駅	児童館ワンダーランド	多目的ホール・体育館	約 330 人	約 1.4km
	吉川美南地区公民館	公民館貸室	約 140 人	約 1.0km

注）想定収容人数は、座席数、定員、面積等から算出

(4) 保育所、学校等における対策

保育所、学校等は、乳幼児・児童・生徒等の安全確保及び保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による乳幼児等の引き取りが困難な場合に備えて、災害時における保護者との連絡方法や一定期間、保育所・校舎等に留める対策についても、防災・減災マニュアル等に定めるものとする。

また、市内の民間保育所や自治会、自主防災組織などとの協力体制の整備に努めるとともに、食料、飲料水等の必要な物資の備蓄に努める。

(5) 鉄道事業者における対策

鉄道事業者は、駅を一時滞在場所として提供できるよう受入体制の整備を図るとともに、市が一時滞在施設を開設した場合は、一時滞在施設の経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報を提供できるよう支援体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関との連携

① 帰宅支援施設の充実

隣接している東京都や区、県内市町村と連携を図り、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿線事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

≪参考≫

・埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を九都県市（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の取組みで各都県の石油業協同組合と締結している。

・フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を九都県市で締結している。

② 帰宅困難者に対する支援方策の検討

隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第１０　遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】

市は、災害時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結するなどの事前対策を進める。

また、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

『【資料】第２．８「火葬場」』参照

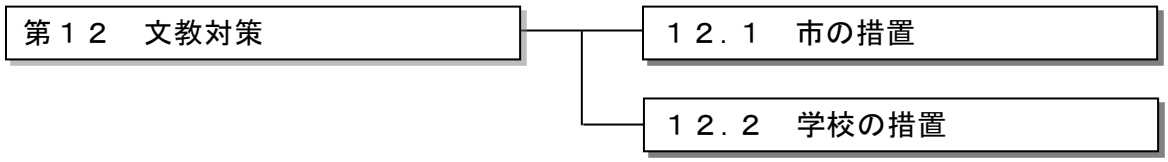
第１１　動物愛護【 環境課 】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が生じるとともに、動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。

このため、保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、所有者の明示や災害時に備えたしつけ、餌の備蓄など、飼い主が遵守すべき事項の啓発に努める。

第１２　文教対策

震災時において、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため事前計画を策定する。



１２．１ 市の措置【 学校教育課 】

(1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

１２．２ 学校の措置【 小・中学校 】

(1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

(2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

① 市の地域防災計画等における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

② 児童・生徒等への防災・減災教育や災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

③ 教育委員会､警察署､消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

(3) 災害が発生した場合に児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全を確保するため、防災・減災計画を作成するものとする。

なお、作成にあたっては、吉川市立小・中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画と整合を図るとともに、学校等の立地条件及び施設・設備を点検及び自校の弱点を確認し、防災・減災計画を作成するものとする。

(4) 児童・生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、校長は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また、学校においては次のことを定め、所属職員に徹底するよう指導するものとする。

① 避難実施責任者

② 避難の順位

③ 避難誘導責任者及び補助者

④ 避難誘導の要領措置

第３節　自助、共助による防災・減災力の向上

市民や地域、事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは､これまでの多くの事例が示しているところであり、災害から一人でも多くの命を守るとともに、被害を軽減するために重要なのは、第一に自分や家族で取り組む「自らの身の安全は自らで守る」という自助の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方である。

これは、市及び防災関係機関等の「公助」による災害時の火災の鎮火、救出・救助活動、避難支援、被害状況の収集、避難所運営などの応急対策活動には、限界があるからである。

このことから、市民の防災・減災思想・防災・減災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備、自主防災組織の育成強化等を図り、市民や地域、事業所等との連携による防災・減災体制の整備を推進する。

第１　防災・減災意識の高揚

第２　防災・減災訓練の充実

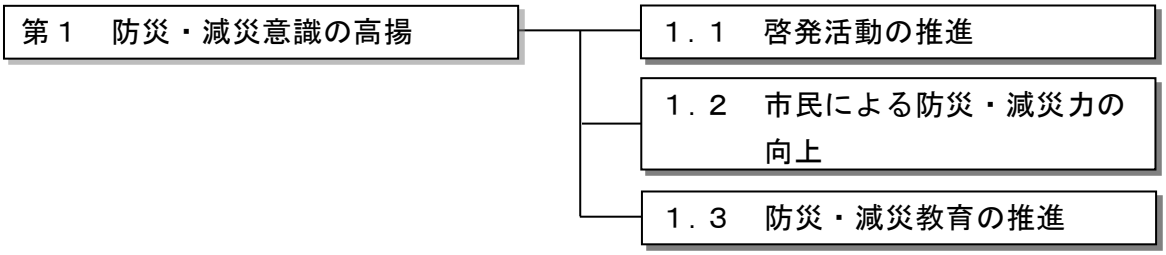
第３　自主防災組織等の育成・強化

第４　災害ボランティアとの連携

第１　防災・減災意識の高揚

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割は極めて大きい。

そのため、市は、市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災・減災学習に取り組むための環境の整備を行う。



１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】

市民を対象とする防災・減災知識の普及を図るため、啓発資料の作成及び防災・減災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会、出前講座の開催等を行う。

また、市ホームページも活用した防災・減災広報の充実を図りつつ、災害に対する知識の普及や防災・減災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災・減災知識の普及

市発行の広報紙に防災・減災関連記事の掲載や、市ホームページへの掲載による防災・減災知識の普及・啓発を図る。

(2) 啓発資料の作成配布

防災・減災知識の普及・啓発を図るため、減災マップ、防災・減災に関するポスター、リーフレット、小冊子等の啓発資料を作成配布する。

(3) 埼玉県防災学習センター等の周知

埼玉県の防災環境や地震、暴風雨などの災害時の対処方法など、市民の自発的な防災・減災学習の促進を図るため、埼玉県防災学習センター等の周知を図る。

(4) 緊急地震速報の普及・啓発

市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やスーパー等の集客施設	構内放送や館内放送又は係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(5) 災害情報入手手段の普及・啓発

市民が自ら災害情報などを入手できるよう市や県、携帯電話事業者などで行っている地震や気象警報などの登録制メールを周知し、登録を促進する。

(6) 過去の災害教訓の周知

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

１．２ 市民による防災・減災力の向上【 市民 】

市民は、自分自身や家族の命、身体、財産などを守るため、自ら防災・減災意識を高めるとともに、日ごろから災害に備えた防災・減災対策に取り組むなど、防災・減災力の向上に努める。

(1) 家庭内での防災・減災対策への取組み

市民は、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、家庭内での防災・減災対策に取り組むよう努める。特に、次の５つを重点的に取り組むよう努める。

① 住宅の耐震化
（特に昭和５６年５月３１日以前の耐震基準で建設した住宅）

② 家具、電化製品、照明等の転倒・落下・移動の防止対策
（家具等の固定、配置の工夫など）

③ 食料、飲料水、生活必需品などの備蓄
（最低３日・推奨１週間以上の備蓄、特に要配慮者用に必要な品目の備蓄）

④ 簡易トイレ・使い捨てトイレの備蓄
（最低３日・推奨１週間以上）

⑤ 災害時の家族との連絡手段の確認
（災害用伝言ダイヤル「１７１」、携帯電話の災害用伝言板の利用など）

⑥ 保険・共済等への加入
（生活再建への事前からの備えとして、地震保険・共済等への加入）

(2) 防災・減災訓練などへの参加・協力

市民は、災害時の防災・減災行動力の向上を図るため、市や自主防災組織などが行う防災・減災訓練などの防災・減災活動への協力に努めるとともに、自発的な参加に努める。

(3) 過去の災害教訓の伝承

市民は､行政などが行う災害に関する調査や資料収集などの協力に努めるとともに、自ら次世代に災害から得られた教訓の伝承に努める。

１．３ 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】

児童･生徒や事業所の防災担当者及び防災･減災上重要な施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により、防災・減災知識の普及・啓発、実践的な防災・減災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災・減災教育の実施

学校における防災・減災教育は、学級活動や学校行事を中心として、安全教育の一環として行う。特に、避難、発災時の危険回避及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

① 学校行事としての防災・減災教育
防災・減災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震模擬体験を実施する。

② 教科目による防災・減災教育
社会科や理科の授業の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災・減災

対策、災害時の正しい行動等について教育を行う。

③　教職員に対する防災・減災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する防災・減災教育要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の自衛消防活動、被災した児童・生徒の心のケア、災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 事業所等の防災・減災教育の実施

事業所の防火管理者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災・減災研修や防災・減災教育を積極的に実施する。

(3) 防災・減災上重要な施設における防災・減災教育の実施

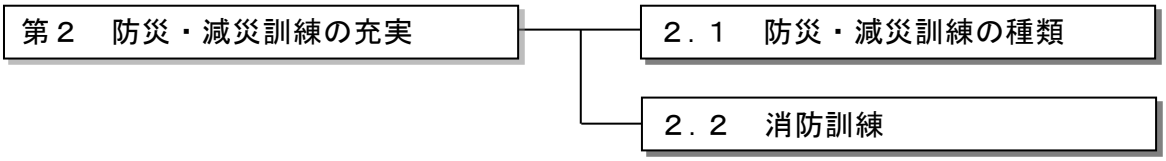
病院及び社会福祉施設の施設管理者は、施設職員等に避難誘導等に関する十分な教育、訓練活動を行うよう指導する。

第２　防災・減災訓練の充実

災害時の応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災・減災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。

このため、防災・減災業務に従事する関係者の防災・減災実務の習熟と実践的能力を涵養し、防災関係機関、市民との連携と防災・減災体制の強化を目指し、防災・減災訓練を継続的に実施していく。

また、市民は、防災・減災対策の重要性を理解し、各種の防災・減災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災・減災会議の実施等の防災・減災行動を継続的な実施に努める。



２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】

(1) 市、防災関係機関が実施する防災・減災訓練

①　総合防災・減災訓練等

大規模な地震、水害などの災害の発生を想定し、市民と防災関係機関が一体となり、関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として総合防災・減災訓練を実施するとともに、個別に避難訓練や避難所開設・運営訓練、水防訓練等の各種応急対策活動訓練を実施する。

防災・減災訓練に際しては、災害時における市民一人ひとりの行動の重要性に鑑み、市民の防災・減災知識の普及・啓発、防災・減災意識の高揚及び防災・減災行動力の強化を図るため、広く市民の参加を求めるものとする。

②　災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）

災害図上訓練（ＤＩＧ）は、地図を用いて、地域の課題などを整理し、平常時の事前対策と発災時の災害対応などを検討することを目的として実施する。

避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）は、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを用いて、避難所内の避難者等の配置や避難所で起こる出来事にどう対応するかを模擬体験し､避難所の運営を学ぶことを目的として実施する。

(2) 事業所、自主防災組織が実施する防災・減災訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全を確保する。

①　事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所等その他の消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画や防災・減災計画などに基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として地域の防災組織の実施する防災・減災訓練にも積極的に参加する。

② 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災・減災行動力の強化、防災・減災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るために、市や消防機関の指導のもと地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

(3) 防災・減災訓練における要配慮者、女性等の参加促進

防災・減災訓練を実施する際は、要配慮者や女性などの参加を求めるとともに、要配慮者に十分配慮し、地域の支援体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２．２ 消防訓練【 消防本部、消防団 】

消防機関は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

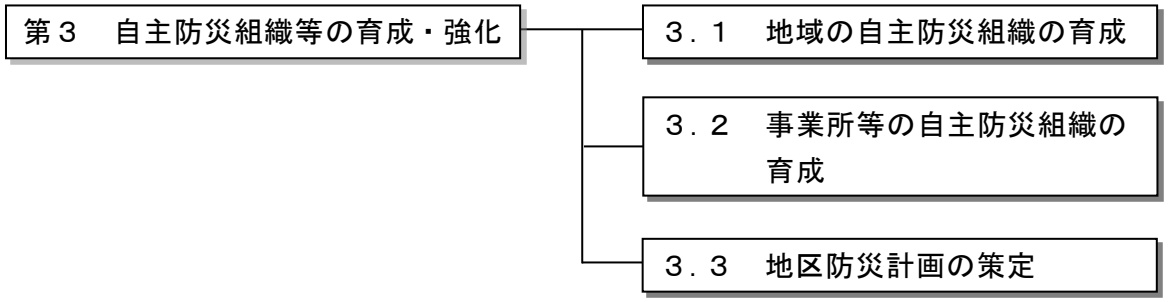
実施方法は、消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて、関係機関の協力を得て実施する。

第３　自主防災組織等の育成・強化

大規模な災害時には、市・消防・警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災・減災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。

そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために自主的な防災・減災活動を行う組織が必要となってくる。

このような防災・減災活動が効果的に行われるよう、地域ごとに自主的な防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災・減災意識の高揚と防災・減災知識の普及に努め、防災・減災体制の強化を推進するものとする。



３．１ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、行政のみならず市民の自主的な防災・減災活動が重要である。このため、地域の実情に応じて自治会等を中心に自主防災組織の育成を図る。なお、育成にあたっては、組織の強化及び活性化を図るため、多様な世代や女性などの参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織の結成を促進するため、あらゆる機会をとらえて地域における自主防災組織の重要性を啓発し、自治会等を中心とする地域に密着した自主防災組織の組織率の向上を推進する。

① 広報活動

広報紙等を活用し、自主防災・減災に関する認識を深める広報活動を積極的に展開する。

② 出前講座等の開催

自治会等を対象として、自主防災・減災に関する出前講座等を開催する。

③ 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織を設置するために必要な資料等を提供するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織づくりを推進するための支援策を講じる。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の防災・減災知識・技術の向上を図るため、消防機関と連携を図り、パンフレット等の作成・配布及び防災・減災訓練への助言、指導を行うとともに、自主防災組織に対してリーダーの育成や組織の更新などに対する支援を行うもの

とする。なお、自主防災組織における女性の参画を促進させるため、女性リーダーの育成に努める。

(3) 自主防災組織への支援

市は、市民の自主防災組織が活動する上で必要な防災資機材や備蓄物資の整備及び諸活動に対し支援を行うものとする。

『【資料】第２．９「自主防災組織一覧」』、【資料】第２．１０「吉川市自主防災組織助成要綱」参照

□自主防災組織の主な活動内容

班区分	平常時の活動	災害発生時の活動
総務班	・会の庶務及び経理 ・資機材の備蓄、保守管理 ・避難行動要支援者名簿の管理 ・要配慮者の把握 ・要配慮者の避難支援者の選定など	・対策本部の設置及び運営 ・市との連携 ・活動方針の企画 ・各班との連絡、調整 ・要配慮者の避難状況等の全体把握
情報班	・防災・減災知識の普及、啓発 ・防災関連情報の収集、記録	・被害状況等の収集・報告 ・防災情報等の収集・広報 ・市、消防本部等への情報伝達
初期消火班	・初期消火訓練の実施	・初期消火
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施	・避難誘導
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・要配慮者の状況把握、避難支援の確認	・負傷者等の救出、救護 ・要配慮者の安否確認、情報伝達、避難支援、保護など
給食給水班	・給食給水訓練の実施	・食料、飲料水、救援物資の調達と配分

３．２ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】

事業所等の防災・減災対策は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の観点から重要である。このため、市は市内の事業所等の自主防災組織の育成や事業継続力強化計画または事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を始めとした事業所等の防災・減災対策の促進に努める。

(1) 自主防災組織の設置

事業所等に対して、防火管理者を主体に自主的な防災組織の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成

市は事業所等の自主防災組織に対し、必要な指導・助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業所等の管理者は、防災・減災活動に関する技術の向上のための防災・減災訓練、講習会等を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等の防災・減災対策の促進

事業所等の管理者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災・減災体制の整備、防災・減災訓練、各種の災害に対する事業所の施設・設備の安全化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災・減災活動の推進に努めるものとする。また市は、こうした取組みに資する情報提供等に努める。

(4) 企業の防災・減災力向上のための環境整備

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災・減災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災・減災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災・減災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災・減災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災・減災に関するアドバイスを行なうものとする。

３．３ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】

地区防災計画は、地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、自発的に地区の特性に応じた防災・減災活動を推進するために定めるものである。

市は、地区防災計画の制度内容等を周知するとともに、作成支援などを行い、地区における自発的な防災・減災活動を促進し、ボトムアップ型の防災・減災力の向上を図る。

(1) 計画の内容

地区防災計画に定める主な内容は次のとおりとする。なお、その他、地区の特性に応じた項目を地区防災計画に定めるものとする。

・計画の名称　・計画の対象範囲（位置・区域）　・基本方針（目的）
・活動目標（指標等）　・活動体制　・防災・減災訓練　・物資及び資材の備蓄
・地区居住者等の相互支援　・長期的な活動予定　など

(2) 計画の提案手続き

地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案するときは、次に掲げる書類等を提出するものとする。

① 共同して計画提案を行おうとする地区居住者等の全員の氏名及び住所又は所在地を記載した提案書
② 地区防災計画の素案
③ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
（住民票、法人の登記事項証明書など）

(3) 市地域防災計画への計画の規定

市防災会議は、地区居住者等から計画の提案が行われたときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと決定したときは、その旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

また、地区防災計画は、地区防災計画の名称を市地域防災計画の本編に定め、当該地区防災計画の本体を資料編に定めるものとする。

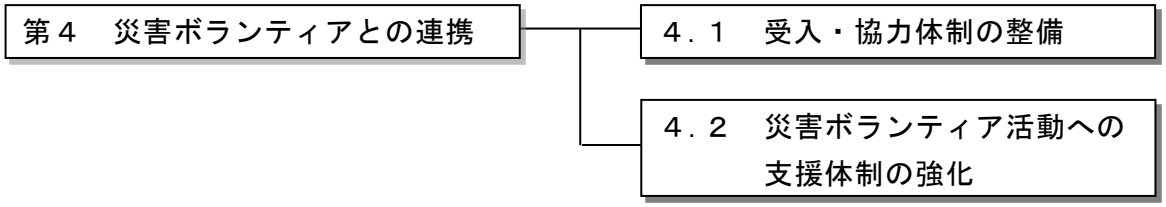
(4) 計画の促進

地区居住者等は、市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合、地区防災計画に基づき、防災・減災活動を実施するよう努めるものとする。また、防災・減災訓練などの検証結果などを踏まえ、定期的に地区防災計画の見直しを行うよう努めるものとする。

第４　災害ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。



４．１ 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】

市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入・協力体制の整備を推進する。

吉川市内に災害が発生した場合には、市と市社会福祉協議会との協定に基づき、市から市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を要請することから、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成や開設訓練などを通じて、平常時からその連携に努める。

４．２ 災害ボランティア活動への支援体制の強化【 地域福祉課 】

市は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を市社会福祉協議会へ要請し、ボランティアの派遣先のコーディネートや活動に必要な資機材等を貸与する。